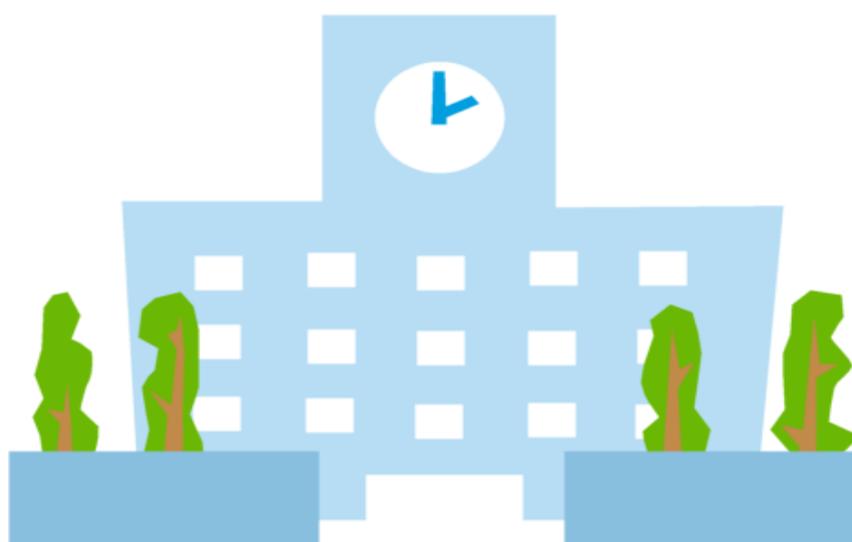


宮城県学校運営支援本部
第3次取組（H31-33）



平成31年3月
宮城県教育委員会

～ 目 次 ～

I	学校運営支援本部について	1
II	これまでの取組概要と成果	2
1	多忙化解消への対応について	2
2	メンタルヘルスへの対応について	18
3	不祥事防止への対応について	29
III	第3次取組項目について※	37
1	メンタルヘルスへの対応について	38
2	不祥事防止への対応について	43
IV	教職員との意見交換会について	50
1	これまでの実施概要	50
2	今後の実施計画	52
V	参考資料	53
1	宮城県学校運営支援本部設置要領	53
2	宮城県学校運営支援本部幹事会ワーキング設置要領	55

※「多忙化解消への対応について」は、別冊「教職員の働き方改革に関する取組方針」に記載

I 学校運営支援本部について

学校や教職員を取り巻く社会の環境が大きく変化する中で、教職員の多忙化、病気休職者に占める精神疾患による休職者の増加、不祥事多发等、学校現場や教育行政において様々な課題が生じており、これらの課題に対し県教育委員会では、従来から、それぞれの担当課室において個別に対策を講じてきたが、具体的な効果がなかなか見えにくく、問題の解決に至っていない状況があった。

このため、平成22年12月に平成24年度までを期限とした「学校運営支援チーム」を設置し、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事対策」及び東日本大震災以降は、「震災対応」をテーマとして、課題解決に取り組んだほか、教育庁の幹部職員と現場の教職員との意見交換会の開催等を実施した。

平成25年4月には「宮城県学校運営支援本部」を新たに設置し、学校運営支援チームを引き継ぐ形で、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事防止」のテーマに継続的に取り組むこととなった。

学校運営支援本部第1次期間（H25～27）においては、「学校事務の共同実施」及び「学校運営支援統合システムの導入」などの取組により、多忙化の解消に一定の効果が見られた。

第2次期間（H28～30）では、多忙化の要因の一つである部活動に関して、適正な部活動の実施を推進するため「部活動指導ガイドライン」を策定した。また、メンタルヘルスに関しては、校務支援システムを活用した在校時間調査の集計（ICT化）を行ったほか、ストレスチェック、各種相談事業の実施などにより、教職員の心身の健康保持に努めた。さらに、不祥事防止では、懲戒処分基準の見直しや、コンプライアンスマニュアルなど作成し、各種会議において周知を行うなど服務規律の徹底を図った。

県教育委員会では、第3次（H31～33）においても「多忙化解消」「メンタルヘルス」「不祥事防止」について、引き続き各種の取組を実践することにより、更なる教育現場の環境改善に取り組んでいくものとする。

なお、今般、国の働き方改革の流れの中で、テーマの一つである「多忙化解消」については、「働き方改革」と名称を変更するとともに、具体的な取組については、「教職員の働き方改革に関する取組方針」（別冊）として調製することとした。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

1 多忙化解消への対応について

(1) 教職員の在校時間の調査

【担当課室：福利課】

教職員の正規の勤務時間外における在校時間を把握し、必要に応じて、医師の面接指導を勧奨するなど教職員の健康管理に努める。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ①「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、県立学校等での正規の勤務時間外における在校時間を把握する仕組みを整備した。
- ②「県立学校における在校時間の状況を分析し教育委員会や県立学校長会議等で報告して現状と課題を共有した。
- ③正規の勤務時間外において、月 80 時間を超えて在校した職員及び月 45 時間を超えて在校した月が 3 か月以上連続した職員又は健康への配慮が必要であると所属長が認めた職員のうち希望者について医師による面接指導等を行った。〔県立学校〕
- ④在校時間が長く健康障害が懸念される教職員とその管理職に対して、県教委職員が学校訪問し面談を行うとともに、医師による文書指導を行い、健康管理を促した。
- ⑤新任管理職等を対象に、過重労働問題の理解を深めるためメンタルヘルス、脳・心臓血管障害などの医学的講話や安全配慮義務を内容とする「過重労働対策セミナー」を実施した。

〔平成 28 年度〕

- ・上記①～⑤の取組を継続して実施した。
- ⑥市町村教育委員会の協力のもと市町村立小中学校における在校時間の把握を実施し、その状況を分析し、教育委員会や関係機関等との会議で報告し現状と課題を共有した。

〔平成 29 年度〕

- ・上記①～⑥の取組を継続して実施した。

〔平成 30 年度〕

- ・上記①～⑥の取組を継続して実施した。
- ・10月から全ての県立高等学校で校務支援システムによる在校時間把握へ移行した。

		27 年度	28 年度	29 年度
正規の勤務時間外における月 80 時間超報告者数	県立高等学校：人(割合%)	1,554(38.3)	1,566(39.0)	1,544(38.6)
	県立中学校：人(割合%)	22(53.7)	23(54.8)	24(61.5)
	県立支援学校：人(割合%)	36(2.2)	39(2.4)	44(2.6)
	合計：人(割合%)	1,612(28.1)	1,628(28.5)	1,612(28.2)
	市町村立小学校：人(割合%)	542(6.8)	658(8.2)	634(8.0)
	市町村立中学校：人(割合%)	2,211(45.5)	2,411(49.3)	2,599(52.0)
医師による面談者数：人〔県立学校〕		11	6	1
県教委職員による長時間在校者面談者数〔県立学校〕	訪問学校数：校	8	7	8
	面談職員数：人	11	9	12
	面談管理職数：人	12	14	14
過重労働対策セミナー参加者数：人		215	130	124

【取組による成果等】

- ・平成 27 年度実績分から、小中学校においても正規の勤務時間外における在校時間を調査することとなった。全ての校種の調査結果を分析し関係機関との情報共有を図ることにより、働き方に関する認識が深まり長時間労働の縮減へ向けた具体的な取組へとつながっている。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（２）学校事務共同化の推進〔拡充〕

【担当課室：総務課】

複数の小中学校の事務職員が共同して事務処理を行うことにより事務の適正化や効率化等を図るとともに、地域や学校の課題を踏まえ、課題を解決するための取組を行うことにより業務改善や教員の事務負担の軽減を図る。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・共同実施の取組内容等を示した「宮城県公立小中学校事務共同実施要綱」を制定し、地教委へ提示することで共同実施の導入を促進した。
- ・地教委や学校が情報共有や意見交換を行う場として「宮城県公立小中学校事務共同実施連絡協議会」を設置・開催し、円滑な導入及び運営を支援した。

〔平成 28 年度～平成 30 年度〕

- ・毎年度、共同実施連絡協議会を開催し、講演や先進事例の紹介を行ったほか、地教委及び共同実施組織が取組の成果と課題を発表する機会を設け、意識啓発、情報の共有及び取組の促進を図った。
- ・共同実施組織 2 カ所に県財務端末を設置し環境整備を図り、端末操作職員への研修を実施した。
- ・平成 29 年度から文科省委託事業「学校現場における業務改善加速事業」に取り組み、先進地を視察したほか、再委託した東松島市への取組支援等を実施した。
- ・平成 29 年度から共同実施組織のリーダーを対象とした組織マネジメント研修等を実施した。
- ・各地域の共同実施組織の取組状況を視察し、成果や課題の洗い出し等を行った。

【取組による成果等】

- ・地教委への円滑な導入支援等を図ったことにより、平成 28 年度に県内全市町村で共同実施が本格導入された。
- ・共同実施の取組により、事務の適正化・効率化につながったほか、若手職員等への育成・支援及び大規模校への支援による業務の平準化が図られた。
- ・一部の共同実施組織の取組では、教員の事務作業を共同実施で処理するなど負担が軽減された。
- ・県全体としては、取組頻度のばらつき、取組内容の画一化、関係機関との連携・協力不足等が見られ、効果的な業務改善や教員の事務負担軽減につながる取組に至っていないことが課題である。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（3）統合型校務支援システムの他校種への展開

【担当課室:教育企画室】

- 学校運営支援統合システムの県立特別支援学校への展開に向け、使用を開始した県立高校での利用状況や業務量調査により、システムの導入効果を明確にするとともに、他県での開発や導入状況等の調査研究を進める。
- 市町村教育委員会に対しては、県立高校へシステムを導入したことによる効果等を情報提供し、統合型校務支援システムの導入を促進する。併せて、県が開発した学校運営支援統合システムの市町村教育委員会への活用の可能性について試行的な導入を含め検討していく。

【これまでに実施した取組】

[平成 28～30 年度]

- 学校運営支援統合システムの県立特別支援学校への展開に向け、利用を開始した県立高校での導入効果を確認するとともに、他県の導入状況等の調査研究を進めた。
- 市町村教育委員会に対しては、県立高校へシステムを導入したことによる効果等について情報提供し、統合型校務支援システムの導入を促進した。

【取組による成果等】

- 県立高校への導入により業務の効率化等の効果が確認できた。
- 今後は、特別支援学校への導入に向け、高校とは異なっている成績処理の方法や各種帳票について整理し、システムの改修等を行う必要がある。
- 市町村教育委員会については、導入が進んでいないことから、未導入の市町村教育委員会へのシステム導入に向け、働きかけの継続が必要である。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（４）専門スタッフによる支援

【担当課室：総務課，教職員課，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，
スポーツ健康課，生涯学習課】

- ・ 必要性の高い専門スタッフとその業務内容を明確にし，人員の確保と配置を働き掛ける。
- ・ 地域との連携・協働を図り，専門技能を持った人材を発掘し，ボランティア指導員として学習指導等に参画を働き掛ける。

【これまでに実施した取組】

<総務課>

[平成 28 年度]

- ・ 非常勤職員の任用にあたり，1ヶ月以上公募しても応募者がいない場合には，同一人の3年を超えた任用を認める要件緩和を図った。
- ・ 非常勤職員の新規設置や報酬額の設定等について，該当所属の支援を図った。

[平成 29 年度]

- ・ 非常勤職員の新規設置や報酬額の設定等について，該当所属の支援を図った。

[平成 30 年度]

- ・ 非常勤職員の新規設置や報酬額の設定等について，該当所属の支援を図った。

<教職員課>

[平成 28 年度]

- ・ 緊急学校支援員を 132 校 145 名の非常勤職員及び臨時職員を県立学校及び仙台市を除く市町村立小中学校に配置

[平成 29 年度]

- ・ 緊急学校支援員を 132 校 143 名の非常勤職員及び臨時職員を県立学校及び仙台市を除く市町村立小中学校に配置

[平成 30 年度]

- ・ 緊急学校支援員を 112 校 130 名（予定）の非常勤職員及び臨時職員を県立学校及び仙台市を除く市町村立小中学校に配置

<義務教育課>

[平成 27 年度まで]

- ・ 全ての小・中学校に S C を派遣・配置。
- ・ 22 市町村に S S W を配置。

[平成 28 年度～30 年度]

1 S C の配置・派遣について

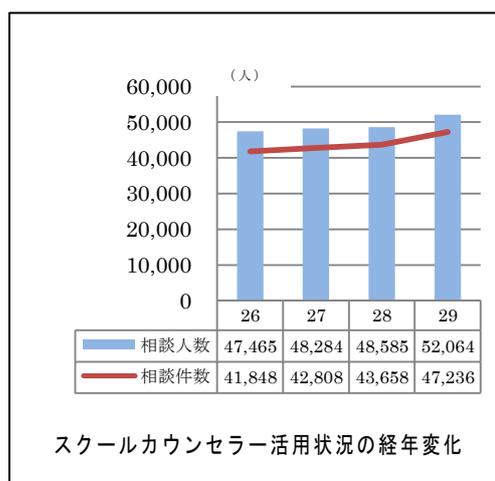
- ・ 全ての小・中学校へ S C を配置・派遣することにより，効果的な活用が進み，相談人数及び相談件数が増加。
- ・ 児童生徒の心のケアに加え，S C のケース会議等への参加，教職員へのコンサルテーション等への活用等が促進。

2 S S W の配置について

- ・ S S W は，そのニーズの高まりから，平成 30 年度までに，全市町村教育委員会に配置。
- ・ 学校は積極的に S S W と連携していることから，支援人数や支援件数が増加。
- ・ 専門的な見地から，福祉や医療とつなげる支援等，課題を抱える児童生徒や家庭に対して適切に対応。

3 児童生徒の心のサポート班について

- ・ 児童生徒の心のサポート班を東部教育事務所 (H28) 及び大河原教育事務所 (H30) に設置。



Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

- ・指導主事，臨床心理士，社会福祉士等の3職種からなる専任スタッフが県内全ての公立学校を支援できる体制を整備。

4 みやぎ子どもの心のケアハウスについて

- ・学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として，学校を外から支援する体制を整備。
- ・支援児童生徒数の1割程度が学校復帰。

<高校教育課>

[平成27年度まで]

- ・スクールカウンセラー（SC）を全県立高校に配置し，スクールソーシャルワーカー（SSW）を希望する学校に配置した。また，生徒指導における教員補助のため，希望する学校に生徒指導サポーターを配置した。

[平成28年度]

- ・SC → 全県立高校73校56人の配置
- ・SSW → 23校15人の配置，配置校以外にも要望により派遣
- ・心のケア支援員 → 36校32人の配置

[平成29年度]

- ・SC → 全県立高校73校53人の配置
- ・SSW → 30校14人の配置，配置校以外にも要望により派遣
- ・心のケア支援員 → 32校31人の配置

[平成30年度]

- ・SC → 全県立高校72校53人の配置
- ・SSW → 33校17人の配置，配置校以外にも要望により派遣
- ・心のケア支援員 → 32校32人の配置

<特別支援教育課>

- ・外部専門家活用事業により，専門的な指導についての支援を行った。

[平成27年度まで]

- ・スクールカウンセラーを9～16人，学校からの要望に応じて派遣

[平成28年度]

- ・スクールカウンセラーを17校に15人派遣
- ・外部専門家（作業療法士，理学療法士等）を22校に36人派遣

[平成29年度]

- ・スクールカウンセラーを21校に16人派遣
- ・外部専門家（作業療法士，理学療法士等）を23校に38人派遣

[平成30年度]

- ・スクールカウンセラーを24校に24人派遣。
- ・外部専門家（作業療法士，理学療法士等）を22校に53人派遣

<スポーツ健康課>

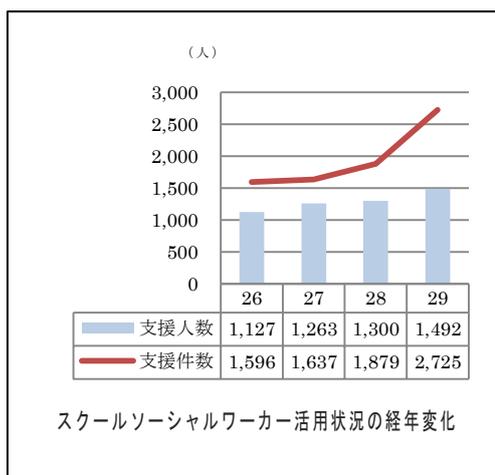
[平成30年度]

- ・県立中学校2校（各校3人）と町立中学校1校（1人）の運動部活動に部活動指導員を配置。

<生涯学習課>

[平成28年度]

- ・県内30市町村で多くのボランティアを活用して学校支援を行った。



Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

〔平成 29 年度〕

- ・地域学校協働活動推進事業により、県内 3 2 市町村で、多くのボランティアを活用して学校支援を行った。本事業に登録していない市町村においても、ボランティアを活用した学校支援を行ったところもある。
- ・取組事例として、家庭科の裁縫活動のミシンの指導補助、1 年生の給食指導の補助、部活動指導、スポーツテストなどの学校行事の補助。地域における児童生徒の見守りなどが挙げられる。地域の実態に応じて学校支援を行った。

〔平成 30 年度〕

- ・5 教育事務所で「地域連携担当研修会」では、地域連携担当者と地域コーディネーター、その他関係者による情報交換や、学校教育計画への位置付けや、効果的、効率的な取組について研修を深めた。
- ・放課後子ども教室等指導者研修会を開催し 6 2 名、放課後児童クラブ指導員等ブロック研修会には延べ 5 5 名、計 1 1 7 名が参加した。

【取組による成果等】

<総務課>

- ・任用要件の緩和や支援等により、該当所属では業務負担が軽減された。

<教職員課>

- ・非常勤職員については、補助教員としてここの生徒の学習上の課題に対応でき、指導の効率化が図られるとともに、個別指導の場面を増やすことができた。
- ・震災の影響で増加した就学援助費の事務処理を臨時職員と分担することにより、その他の業務時間が確保できることとなり、事務室全体の作業効率が上がった。

<義務教育課>

- ・SC のカウンセリング等により、児童生徒・保護者等の心の安定が図られている。
- ・児童生徒のおかれている環境は、複雑・多岐に渡っているため、学校だけでは解決が困難な事案もあり、SSW やケアハウスとの連携によりその取組を推進している。
- ・SC や SSW による心のケアを含めた適切な支援等により、教職員の負担軽減につながっている。

<高校教育課>

- ・SC や SSW の専門スタッフを学校に配置、派遣することにより、適切な生徒・保護者への支援を組織的に取り組むことができた。
- ・いじめ、不登校対策等に教員を補助する支援員を配置することで、教員の負担軽減につながった。

<特別支援教育課>

- ・スクールカウンセラーの派遣により、児童生徒・保護者及び教職員の心のケアが図られた。
- ・外部専門家から、障害に応じた専門的な指導や支援について、適切な助言を受けることができた。

<スポーツ健康課>

- ・教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員を配置し、技術的指導に従事した。

<生涯学習課>

- ・平成 30 年 11 月に実施したアンケート調査では、研修会の効果について、各市町村教育委員会担当者の 74.9% が「ボランティアの知識・理解が深まった」、32.4% が「ボランティアの技能・スキルが向上した」と回答している。特に、20.6% から「学んだことが実践で生きた」という回答があり、より専門性を高め、自信を持って学校支援にかかわってもらえることができた。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（５）教務補助職員の配置〔新規〕

【担当課室：教職員課】

- 学校の実情等を勘案しながら適当と認める県立学校に、教務補助を担うパート職員を配置する。
- 上記パート職員には障害を有している者を充て、これにより全国でも最低水準となっている障害者雇用率の改善を図る。

【これまでに実施した取組】

〔平成 28 年度〕

- 特別支援学校に限定し、17 校に延べ 18 名を配置。

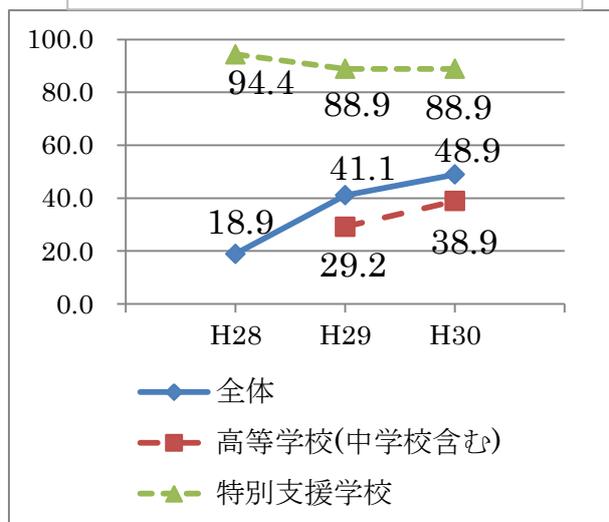
〔平成 29 年度〕

- 配置先を特別支援学校に加え、高等学校にも拡大。高等学校 21 校に延べ 22 名、特別支援学校 16 校に延べ 18 名、合計 37 校に延べ 40 名を配置。
- ハローワークや障害者福祉団体等と連絡を取り合い、配置された方々のアフターケアに努めた。

〔平成 30 年度〕

- 配置予定数を拡大。高等学校 28 校に延べ 33 名、特別支援学校 16 校に延べ 17 名、合計 44 校に延べ 50 名を配置。
- 募集に際し、各校からの要望を反映し、容易な電子データ入力など、業務内容を検討し、より必要な人材確保に努めた。

教務補助の配置率（％）
（配置校数／各校種別学校数）



【取組による成果等】

- 教職員の負担軽減となっているとの声が多数寄せられている。また、勤務することにより、障害者自身のキャリア形成を考える上での刺激を受ける環境提供ができています。（平成 30 年度は、本事業で任用されている障害者から地方公務員に採用されている方もいる。）
- 時間を費やす印刷業務や書籍の整理等を分担することで、生徒対応時間の確保や生徒の利便性向上に貢献できている。
- 高いスキルを持った障害者の中には、単純なデータ入力作業だけではなく、ホームページ作成等も担当するなど、業務軽減に大きく寄与している方もいる。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（6）地域人材の活用

【担当課室：生涯学習課】

- ・ 教職員の負担軽減につながる学校支援の事例等を情報発信することで、地域の人材活用による学校支援活動の充実を図る。
- ・ 各市町村の地域コーディネーターの配置促進と研修の充実によるコーディネーターのスキル向上を図ることで、教職員の地域連携に係る負担を軽減する。

【これまでに実施した取組】

[平成 28 年度～平成 30 年度]

①「みやぎ教育応援団」

- ・ HP 上で学校支援の事例等を掲載するほか、「みやぎ教育応援団通信エール」を発行して、応援団の新規加入の募集、新規加入者の紹介を行うとともに、学校支援の効果についての周知啓発に取り組んだ。

＜「みやぎ教育応援団」加盟状況＞

平成 28 年度 団体：265 団体 個人：500 人

平成 29 年度 団体：306 団体 個人：574 人

平成 30 年度 団体：317 団体 個人：626 人

②「地域コーディネーター」

- ・ 地域コーディネーター等の資質向上のための研修会を実施した。養成研修を開催し、平成 28 年度は延べ 271 人、平成 29 年度は延べ 401 人が参加した。
- ・ 経験者スキルアップ研修を 1 回開催し、75 人が参加した。

[平成 30 年度]

- ・ 「協働教育コーディネーター研修会」、及び「統括コーディネーター研修会」を開催することにより、地域学校協働活動の理解を深めることで、円滑な運用が図られるよう努めた。
- ・ 協働教育コーディネーター研修会を 4 回実施し、延べ 376 人、統括コーディネーター研修会は 128 名、計 504 名が参加した。

【取組による成果等】

- ・ 平成 30 年 11 月に実施したアンケート調査では、各学校の地域連携担当者の 34.8% が教員の負担軽減につながっていると回答している。また、研修会の効果について、各市町村教育委員会担当者の 91.2% が、知識・理解が深まったと感じており、研修を通じ、地域学校協働活動への理解の深まりと、関係者の資質の高まりを伺うことができた。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（7）運動部活動における外部指導者の活用

【担当課室：スポーツ健康課】

地域に在住するスポーツ指導者やスポーツ経験者を外部指導者として認定し派遣することにより、学校と地域が連携して教員の技術指導を一部補完し、運動部活動の充実及び教員の指導力向上を図る。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・ 中学校，高等学校に継続して外部指導者を派遣してきた。

〔平成 28 年度〕

- ・ 中学校 112 校 275 名，高等学校 48 校 104 名

〔平成 29 年度〕

- ・ 中学校 95 校 210 名，高等学校 48 校 115 名

〔平成 30 年度〕

- ・ 中学校 94 校 174 名，高等学校 46 校 78 名

【取組による成果等】

【成果】

- ・ 外部指導者の派遣により，未経験種目担当となった顧問の部活動指導に対する負担感の軽減と運動部活動の充実を図る一助とすることができた。それにより，生徒への専門的な指導を行うことができた。

【課題】

- ・ 顧問が指導に要する時間が減少しないため，多忙感の解消には至らなかった。
- ・ 予算縮減に伴い，外部指導者の派遣人数及び謝金対象の指導回数も縮減し，学校の全てのニーズに応えられているとはいえない。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（８）部活動の在り方の適正化

【担当課室：スポーツ健康課】

部活動にあっては、休養日を適正に設定し、生徒の健康や学習時間の確保にも配慮する必要があることや、部活動が教員の正規の勤務時間外の業務の大きな要因となっていることなどから、部活動等の在り方等について関係団体を含めた検討委員会を設置し検討を行うとともに、提言をまとめ周知する。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・「中学校・高等学校の部活動に関する調査」を毎年度実施した。
- ・「部活動の在り方検討会議」で取りまとめた提言の周知を図る。
- ・「部活動の在り方検討会議」において提言内容の実施状況を確認し、必要な検討を行った。
- ・スポーツ医・科学等の専門的な見地から、生徒に相応しい練習量や休養の在り方について啓発してきた。

〔平成 28 年度〕

- ・提言「部活動に適切な休養日設定を」の継続周知
平成 25 年度に引き続き公立中・高等学校の校長会議において、提言の内容を確認するとともに全公立学校において実施されるよう協力を依頼した。
- ・「中学校・高等学校の部活動に関する調査」の継続実施
平成 27 年度に引き続き 9 月に部活動に関する調査を実施し、これまでに実施した調査結果と比較検討し、現状と課題を明らかにした。
- ・「地域と連携した中学校運動部活動推進事業」のまとめ
地域のスポーツ団体等と連携した「地域で中学校の運動部活動を支える指導体制（『みやぎモデル』）」を構築するとともに、中学校の運動部活動の在り方に関する実践研究を目的とした事業を 4 市町教育委員会で行った。
- ・「部活動の在り方検討会議」の継続実施
平成 29 年 2 月の会議において、生徒のバランスのとれた健全な成長を目指し、各学校及び指導者が指導の在り方や方法などの見直しや改善に役立てる「部活動での指導ガイドライン【暫定版】」の策定に向けた議論がなされた。
- ・平成 29 年 3 月「部活動での指導ガイドライン【暫定版】」の策定

〔平成 29 年度〕

- ・「部活動での指導ガイドライン【暫定版】」の周知
公立中・高等学校の校長会議において、ガイドラインの内容を確認するとともに全公立学校において実施されるよう協力を依頼した。
- ・「中学校・高等学校の部活動に関する調査」の継続実施
平成 29 年度より 1 月に部活動に関する調査を実施。調査結果を比較検討し、現状と課題を明らかにした。
- ・「学校現場における業務改善加速事業」の開始
塩竈市教育委員会において、部活動における負担軽減をテーマに、地域で部活動を支える指導体制を構築するとともに、部活動の在り方及び部活動の指導体制づくりに関する実践研究を行い、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、学校の部活動の充実を図ることを目的とし、実践した。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

- ・「部活動の在り方検討会議」の継続実施
平成30年2月の会議において、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことを受け、県教育委員会の方針策定に向けた議論がなされた。
- ・平成30年3月「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引」の策定
「部活動での指導ガイドライン」を策定するとともに、顧問等の指導上の要点や留意点を「部活動指導の手引」としてまとめた。
〔平成30年度〕
- ・「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引」の周知
公立中・高等学校の校長会議において、ガイドラインの内容を確認するとともに全公立学校において実施されるよう協力を依頼した。
- ・「中学校・高等学校の部活動に関する調査」の継続実施
平成29年度に引き続き1月に部活動に関する調査を実施。調査結果を比較検討し、現状と課題を明らかにした。
- ・「学校現場における業務改善加速事業」のまとめ
塩竈市教育委員会は平成29年度の事業を継続し、部活動の在り方及び部活動の指導体制づくりに関する実践研究を行い、部活動における教員の負担軽減、学校の部活動の充実を図った。
- ・「部活動の在り方検討会議」の継続実施
平成31年2月の会議において、県教育委員会の方針を受けた課題等を整理し、今後の部活動の在り方について検討した。

【取組による成果等】

- ・平成29年度運動部活動の実態調査において、中学校で1週間に1日以上の子休養日を設定している割合は100%（24年度調査97.2%）、2日以上の子休養日を設定している割合は83.5%となっている。高等学校では1週間に1日以上の子休養日を設定している割合は99.4%（24年度調査93.8%）となっている。
- ・平成30年3月に「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引」を策定し、その後も啓発活動を行っている。市町村教育委員会の「設置する学校に係る運動部活動の方針」が策定されたことから、各校での「学校の運動部活動に係る活動方針」策定が今後の課題である。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（９）調査等の見直し・精選

【担当課室:教職員課】

- ・ 県教委から各学校への各種調査・照会事項等について、実態を把握し、見直し・精選を行い、教職員の負担の軽減を図る。
- ・ 県教委が実施する各種調査・照会等に関する調査を継続して行い、計画を事前配布する中で、各課室における調査・照会等の見直し・精選について働きかける。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・ 県教委が実施する各種調査・照会等に関する調査を継続して行い、取りまとめた内容を一覧表にして事前配布することで、調査・照会等の削減に努めた。

〔平成 30 年度まで〕

- ・ 平成 27 年度までの取組を継続するとともに、県教委各課室・関係機関・県立学校等に事前配布することで、調査・照会等の削減に努めた。また、年度初めに学校等に調査・照会等のスケジュールを周知することで事前準備を促し、多忙感の緩和に努めた。

【取組による成果等】

- ・ 平成 25 年度以降、平成 27 年度実施予定のものを含めて、25 件の調査・照会の廃止・統合が進んだ。
- ・ 平成 27 年度実施から平成 30 年度予定のものを含めて、7 件の調査・照会の廃止・統合が進んだ。また、内容の見直しや調査規模の縮小を進める工夫も見られた。
- ・ 廃止や統合に努める一方で、その時々課題を解決するために新たな調査等を実施する状況もある。
- ・ 今後とも、年度末に調査・照会の計画を集約・周知する中で、各課室での見直し・精選を促し、年度初めに学校等に調査・照会等のスケジュールを周知することで、事前準備を促し多忙感の緩和に努めていきたい。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（10）学校徴収金会計の適正化・集約化

【担当課室:高校教育課】

- 平成25年度に、全県立学校に対し、学校徴収金会計の適正化や集約化等を進める上での課題や対応策(※)を示し、具体的な見直しを進めるよう指示している。
- 中長期的な視野での継続的な取組が必要であり、事務処理状況調査等で取組み状況を確認、指導していく。

※平成25年度県立学校事務的諸課題等解決策検討会検討部会報告書」について
(H26.3.11付け高校教育課長通知)

【これまでに実施した取組】

[平成28年度]

- 事務処理状況調査（35校）において確認、指導した。

[平成29年度]

- 事務処理状況調査（12校）において確認、指導した。

[平成30年度]

- 私的流用事故を受けて、再発防止のため、全校（72校）に対して書面と実地の調査を行い、総務課とも連携して事務処理や内部統制の取組状況について確認と指導を行った。

【取組による成果等】

- 事務処理状況調査や不祥事を受けた実地調査において、学校徴収金会計の適正化、集約化について改善指導を実施するとともに、優良取組事例を取りまとめ、各校に紹介し、さらなる事務の改善を促した。

（11）学校における事務処理のマニュアル化の推進

【担当課室:高校教育課】

事務長会、事務職員協会、関係各課等と連携して各種マニュアルを作成し、共有化を図り、学校における事務処理の標準化を図る。

【これまでに実施した取組】

[平成27年度まで]

- なし（28年度新規事業）

[平成28～30年度]

- 「過去の事件事例から見た管理のポイント」を作成し、各校に配布した。
- 会計指導検査室の協力を得て、研修会の開催や委託契約事務のマニュアルの配布を行った。

[平成30年度]

- 私的流用事故を受け、学校徴収金マニュアルを作成している。

【取組による成果等】

- 管理のポイントや委託契約業務のマニュアル等の説明を行い、さらなる事務の改善を促した。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（12）優良取組事例の把握と共有化

【担当課室: 高校教育課】

- ・ 事務処理状況調査等において、各校で取り組んでいる事務処理の適正化・効率化等を図るために有効な取組事例を把握し、事務長会、事務次長会等各種会議研修等でのフィードバックにより共有化を図っている。
- ・ 今後も事務処理状況調査等において、各校の取組を把握し、共有化を図る。

【これまでに実施した取組】

- [平成 27 年度まで]
- ・ なし（28 年度新規事業）
- [平成 28～30 年度]
- ・ 事務処理状況調査等（H28：35 校，H29：12 校，H30：全校）において優良事例を確認した。
 - ・ 各校における実施状況について、毎年度 1 回文書による確認を実施し優良事例を確認した。
 - ・ 調査により確認した優良事例についてとりまとめ、通知、会議等において紹介した。

【取組による成果等】

- ・ 事務処理状況調査や書面調査において、優良取組事例を取りまとめ、各校に紹介し、さらなる事務の改善を促した。

（13）会議等の見直し・精選

【担当課室: 教職員課】

- ・ 県教育委員会が主催する会議や研修会等の再編統合や廃止を行なうとともに、出席者を精選する。
- ・ 県教委が実施する会議等の開催状況に関する調査を継続し、計画を事前配布する中で、各課室における会議等の廃止または回数の縮減、見直しについて働きかける。

【これまでに実施した取組】

- [平成 27 年度まで]
- ・ 県教委が主催する会議や研修会等の開催状況に関する調査を継続して行い、取りまとめた内容を一覧表にして事前配布するとともに、会議や研修会等の廃止や縮減に努めた。
- [平成 30 年度まで]
- ・ 平成 27 年度までの調査を継続するとともに、県教委各課室・関係機関・県立学校等に事前配布することで、会議や研修会等の廃止や縮減、見直しに努めた。また、年度初めに学校等に会議・研修等のスケジュールを周知することで、年間を通じた計画的な会議や研修会等への出席を促し、多忙感の緩和に努めた。

【取組による成果等】

- ・ 平成 25 年度以降、平成 27 年度実施予定のものを含めて、15 の会議や研修会等の廃止・統合が進んだ。
- ・ 平成 27 年度実施から平成 30 年度予定のものを含めて、2 件の会議や研修会等の廃止や統合が進み、回数の縮減や内容の見直しも行われた。
- ・ 廃止や統合に努める一方で、その時々課題を解決するためにより専門的な会議や研修等を実施する状況も生まれている。
- ・ 今後とも、年度末に会議や研修会等を集約・周知する中で、各課室での廃止や縮減、見直しを促し、年度初めに学校等に会議等のスケジュールを周知することで、年間を通じた計画的な会議や研修への出席を促し、多忙感の緩和に努めていきたい。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（14）管理職等の学校マネジメントに関する研修の強化〔新規〕

【担当課室:教職員課】

- ・ 校長及び教頭を対象とした研修において、学校マネジメント能力の強化を図るためのプログラムを設定する。
- ・ 管理職になる前の中堅教員に、早期から学校運営の資質能力の向上を図る研修を実施する。

【これまでに実施した取組】

〔平成 28 年度〕

- ・ 学校組織マネジメントに係る指導者養成のための中央研修へ校長等を派遣した。
- ・ 宮城教育大学との共催によるスクールミドルリーダー養成研修会を実施した。
- ・ 宮城教育大学教職大学院（教育経営コース）へ管理職直前世代教員を派遣した。
- ・ 新たな人事評価の本格実施に向けた県内全ての校長・副校長・教頭に対する評価者研修を実施した。

〔平成 29 年度〕

- ・ 平成 28 年度実施した取組を継続した。
- ・ 「宮城県教職員育成協議会」を組織し「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定。管理職層及び主任・ミドルリーダー層に求められる資質能力を明確に示した。
- ・ 平成 30 年度から「10 年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」とし、校内で中核的役割を果たすミドル層の養成を図ることとした。

〔平成 30 年度〕

- ・ 平成 29 年度実施した取組を継続した。
- ・ 「宮城県教職員育成協議会」で策定した「みやぎの教員に求められる資質能力」において、「育成指標」を示す中で、管理職層・主任・ミドルリーダー層及び教員に求められる資質能力を周知し向上を図ることとした。

【取組による成果等】

- ・ 管理職の中央研修及び管理職直前世代教員の宮城教育大学教職大学院（教育経営コース）への派遣において、当該職員の資質向上とともに配置による研修効果が図られた。
- ・ 「宮城県教職員育成協議会」で策定した「育成指標」をもとに求められる資質能力を明確に示し、自らの目標や研修により具体的に取り組めるようになった。
- ・ 適正な人事評価をもとに、職員への意識や意欲の向上につなげることができた。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（多忙化解消）

（15）教員を対象とした研修の最適化〔新規〕

【担当課室:教職員課】

庁内の横断的な研修検討の場として開催している「研修検討会議」において、実施されている研修を網羅的に把握して検討を行い、整理統合等の最適化を行う。

【これまでに実施した取組】

〔平成 28 年度〕

- ・「教員研修検討会議」による研修の整理統合・見直し等の検討を行った。
- ・教育公務員特例法の一部改正に伴い、平成 29 年度に向けて「宮城県教職員育成協議会」の設置準備を行ったほか、同協議会に置かれる「研修部会」において総合教育センターを中心に研修事業の抜本的見直しを行うための検討を行った。

〔平成 29 年度〕

- ・「宮城県教職員育成協議会」組織し県内の大学等と協議を重ね、「育成指標」を策定し、大学における養成段階を含めた本県の教員に求められる資質能力を明確に示した。
- ・上記協議会に置かれる「研修部会」において総合教育センターを中心に「育成指標」を踏まえて研修の見直しを行い、県内の 5 つの大学と連携した研修や本県の喫緊の課題に対応する研修を実施すること等を盛り込んだ新たな「教職員研修計画」を策定した。

〔平成 30 年度〕

- ・「宮城県教職員育成協議会」で策定した「育成指標」において、大学における養成段階を含めた教員に求められる資質能力を明確に示し、資質能力の向上を図った。
- ・上記協議会に置かれる「研修部会」において総合教育センターを中心に「育成指標」を踏まえて研修の見直しを行い県内の 5 つの大学と連携した研修や本県の喫緊の課題に対応する研修を実施し、「教職員研修計画」の有効性について検証を行った。

【取組による成果等】

- ・教育公務員特例法の一部改正に伴い、平成 28 年度から設置準備した「宮城県教職員育成協議会」を平成 29 年度から運用し、「研修部会」を設置する中で、総合教育センターを中心に「みやぎの教員に求められる資質能力」で示した「育成指標」を踏まえ研修の見直しを行い、新たな「教職員研修計画」を策定した。研修を整理統合する中で、効果的に教育課題に対応する研修を行い、教員の資質能力の向上につながる事ができた。
- ・今後も研修の有効性を検証する中で、計画の不断の見直しを図ることとしている。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

2 メンタルヘルスの対応について

(1) 休職者の調査分析

【担当課室：福利課】

効果的なメンタルヘルス対策を検討・実施するためには、休職者の傾向等を関係者で共有する必要があることから、過去の休職者に関する客観的データを整理し、分析を行う。

【これまでに実施した取組】

[平成 27 年度まで]

- ①精神疾患による病気休職の案件について、校種別、年齢別、男女別等の視点から調査分析を実施した。

[平成 28～30 年度]

- ・上記①の取組を継続して実施した。

		27 年度	28 年度	29 年度
本県 教員	休職者数(A)：人	82	98	96
	うち精神性疾患(B)：人	53	58	56
	割合(B)／(A)：%	64.6	59.2	58.3
	教員数から見た精神性疾患休職者の割合：%	0.45	0.49	0.47
本県 行政	休職者数(A)：人	11	14	11
	うち精神性疾患(B)：人	8	9	7
	割合(B)／(A)：%	72.7	64.3	63.6
全国 教員	休職者数(A)：人	7,954	7,758	7,796
	うち精神性疾患(B)：人	5,009	4,891	5,077
	割合(B)／(A)：%	63.0	63.0	65.1
	教員数から見た精神性疾患休職者の割合：%	0.54	0.53	0.55

【取組による成果等】

- ・本県教職員の精神性疾患による病気休職者数は、年間60人前後で推移しており横ばいの状況である。また、病気休職者に対する精神性疾患の教職員の割合は、約6割であり全国と同様の傾向である。
- ・分析結果は、各種会議等で公表し関係者との情報共有を図るとともに、メンタルヘルス対策事業の参考とした。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（２）長時間労働健康管理対策

【担当課室：福利課】

教職員の正規の勤務時間外における在校時間を把握し、必要に応じて、医師の面接指導を勧奨するなど教職員の健康管理に努める。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ①「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、県立学校等での正規の勤務時間外における在校時間を把握する仕組みを整備した。
- ②「県立学校における在校時間の状況を分析し教育委員会や県立学校長会議等で報告して現状と課題を共有した。
- ③正規の勤務時間外において、月 80 時間を超えて在校した職員及び月 45 時間を超えて在校した月が 3 か月以上連続した職員又は健康への配慮が必要であると所属長が認めた職員のうち希望者について医師による面接指導等を行った。〔県立学校〕
- ④在校時間が長く健康障害が懸念される教職員とその管理職に対して、県教委職員が学校訪問し面談を行うとともに、医師による文書指導を行い、健康管理を促した。
- ⑤新任管理職等を対象に、過重労働問題の理解を深めるためメンタルヘルス、脳・心臓血管障害などの医学的講話や安全配慮義務を内容とする「過重労働対策セミナー」を実施した。

〔平成 28 年度〕

- ・上記①～⑤の取組を継続して実施した。
- ⑥市町村教育委員会の協力のもと市町村立小中学校における在校時間の把握を実施し、その状況を分析し、教育委員会や関係機関等との会議で報告し現状と課題を共有した。

〔平成 29 年度〕

- ・上記①～⑥の取組を継続して実施した。

〔平成 30 年度〕

- ・上記①～⑥の取組を継続して実施した。
- ・10月から全ての県立高等学校で校務支援システムによる在校時間把握へ移行した。

		27 年度	28 年度	29 年度
正規の勤務時間外における月 80 時間超報告者数	県立高等学校：人(割合%)	1,554(38.3)	1,566(39.0)	1,544(38.6)
	県立中学校：人(割合%)	22(53.7)	23(54.8)	24(61.5)
	県立支援学校：人(割合%)	36(2.2)	39(2.4)	44(2.6)
	合計：人(割合%)	1,612(28.1)	1,628(28.5)	1,612(28.2)
	市町村立小学校：人(割合%)	542(6.8)	658(8.2)	634(8.0)
	市町村立中学校：人(割合%)	2,211(45.5)	2,411(49.3)	2,599(52.0)
医師による面談者数：人〔県立学校〕		11	6	1
県教委職員による長時間在校者面談者数〔県立学校〕	訪問学校数：校	8	7	8
	面談職員数：人	11	9	12
	面談管理職数：人	12	14	14
過重労働対策セミナー参加者数：人		215	130	124

【取組による成果等】

- ・平成 27 年度実績分から、小中学校においても正規の勤務時間外における在校時間を調査することとなった。全ての校種の調査結果を分析し関係機関との情報共有を図ることにより、働き方に関する認識が深まり長時間労働の縮減へ向けた具体的な取組へとつながっている。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（3）メンタルヘルス研修の充実

【担当課室：総務課・福利課・教職員課】

管理職による「ラインケア」が適時、適切に行なわれるようメンタルヘルス研修の充実を図り、教職員の心の健康の保持増進を促進する。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ① 県教育委員会基本（指定）研修に「メンタルヘルス研修」を位置づけ、実施した。
- ② ラインケアの一環として管理職を対象としたメンタルヘルス研修会を実施した。
- ③ 平成 26 年度から県立学校主幹教諭も対象に加えメンタルヘルス研修会を実施した。
- ④ 平成 27 年度から小・中学校主幹教諭も対象に加えメンタルヘルス研修会を実施した。
- ⑤ 公立学校共済組合と連携して、被災した教職員のセルフケアに関する各種セミナーや所属所へ講師を派遣する出張講座、管理職対象アンガーマネジメント研修等を実施した。

〔平成 28～29 年度〕

- ・ 上記①～⑤の取組を継続して実施した。

〔平成 30 年度〕

- ・ 上記①～⑤の取組を継続して実施した。
- ・ 9 月に管理職及び安全衛生管理者を対象とした「学校における安全衛生管理者研修会」において職場におけるメンタルヘルス対策の講義を実施した。参加者 130 人

	27 年度	28 年度	29 年度
管理職対象メンタルヘルス研修会（基礎編） 参加者数：人	337	254	218
管理職対象メンタルヘルス研修会（応用編） 参加者数：人	179	44	55
管理職対象アンガーマネジメント研修会 参加者数：人	93	72	99
アンガーマネジメントセミナー 参加者数：人	76	119	148
出張講座 参加者：人	389	759	1217

【取組による成果等】

- ・ メンタルヘルス不調の未然防止に「ラインによるケア」（管理監督者が行う職場環境の改善と相談への対応）が効果的であることから、管理職を対象とした研修会は、職場環境の改善や部下への相談等の対応が円滑に実施するために有効である。
- ・ 一般教職員については、教育委員会の基本研修で「メンタルヘルス研修」を実施した。また、公立学校共済組合と連携し、メンタルヘルスに関する各種セミナーを実施した。
- ・ 要請に応じて各所属に講師を派遣して実施する出張講座は、研修会場に向いて研修を受講する場合と異なり、日程調整等ある程度所属の希望に対応することが可能であるため大幅に利用所属が増加し、教職員が受講しやすい体制を整えることができた。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（４）震災に対応したメンタルヘルス対策

【担当課室：福利課】

公立学校共済組合と緊密な連携のもと東日本大震災において被災した教職員や、震災関連業務により多忙となった教職員の心身の健康保持対策の一環として、教職員の健康状態の把握と心のケアを行う。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ①こころの復興フォーラムの実施（参加者 806 人）
- ②面談・Web・電話によるメンタルヘルス相談の実施。
- ③怒りをコントロールする手法を体得するアンガーマネジメントセミナーの実施。
- ④教職員の心の安定を図り、健康増進につなげるため親子体操教室の実施。
- ⑤所属所等に講師を派遣してメンタルヘルスセミナー等を行う出張講座の実施。
- ⑥心身の不調を自らが早期に発見しセルフケアにつなげるとともに、今後の施策の参考とするため東日本大震災に伴う教職員の健康調査の実施。（23 年度から隔年実施）

〔平成 28～30 年度〕

- ・上記②～⑥の取組を継続して実施した。

東日本大震災に伴う教職員の健康調査結果概要		第 1 回 H23 年	第 2 回 H25 年	第 3 回 H27 年	第 4 回 H29 年		
対象者数（公立学校共済組合員）：人		19,046	18,872	18,859	18,764		
回答者数：人		16,981	16,113	15,884	15,884		
回答率：%		89.2	85.4	84.2	84.7		
調査結果概要抜粋	ストレスの程度	人	3,741	3,959	3,824	4,077	
	「大変強く感じている」+「強く感じている」	%	22.0	24.6	24.1	25.7	
	精神健康全般に関するチェック	かなり注意の判定者	人	1,092	1,071	949	1,074
		%	6.4	6.6	6.0	6.8	
	仕事に関するチェック	要注意の判定	人	790	743	761	839
		%	4.7	4.6	4.8	5.3	
	注意（セルフケアが必要）	人	—	876	866	879	
		%	—	5.4	5.5	5.5	
	要注意（専門機関のケア要）	人	—	2,794	2,660	2,856	
		%	—	17.3	16.7	18.0	

	27 年度	28 年度	29 年度
②メンタルヘルス相談内訳（6）へ掲載			
③管理職対象アンガーマネジメント研修会 参加者数：人	93	72	99
③アンガーマネジメントセミナー 参加者数：人	76	119	148
④親子体操教室 参加者：人	251	277	227
⑤出張講座 参加者：人	389	759	217

【取組による成果等】

- ・公立学校共済組合の震災対策事業を活用して隔年で健康調査を実施し教職員の健康状態を把握するとともに、メンタルヘルス相談事業や各種セミナー等のメンタルヘルス対策事業を実施した。
- ・健康調査を実施した年度は、会場型のメンタルヘルス相談の実施回数を増やして、教職員のカウンセリングの機会を確保し、メンタルヘルス不調の未然防止につなげた。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（５）ストレスチェック制度の活用

【担当課室：福利課】

「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」「事業場外資源によるケア」へつなげるためストレスチェック制度を活用し、教職員のメンタル不調の未然防止を図る。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・地方公務員災害補償基金事業を活用して「ストレスチェック」を実施し、本人へ結果を通知するとともに、集団分析結果を所属に通知し職場環境改善の一助とした。

〔平成 28 年度〕

- ①平成 28 年度から法定実施義務となっていない 50 人未満の所属を含む全ての県立学校においてストレスチェックを実施した。
- ②高ストレス者のうち希望するものについては、医師による面談がうけられるよう体制を整えた。面談を希望しない者については、メンタルヘルス相談事業の周知を図った。

〔平成 29 年度〕

- ・上記①～②の取組を継続して実施した。
- ③管理監督者等を対象に集団分析結果の見方を理解し、職場環境改善へつなげるためストレスチェック活用研修会を実施した。
- ④市町村教育委員会教育長会議等で 50 人未満の所属においてもできるだけ多くの教職員がストレスチェックを実施できるように働きかけを行った。
- ⑤市町村教育委員会等教職員健康管理担当者会議においてストレスチェックについての講話を実施した。

〔平成 30 年度〕

- ・上記①～④の取組を継続して実施した。
- ⑥学校における安全衛生管理者研修会でストレスチェックを活用した職場環境改善の方法を含んだメンタルヘルス対策の講義を実施した。

	28 年度	29 年度	30 年度
①ストレスチェック 受検率（29 年度以降年平均）：％	77.2	72.2	82.0
②医師面談申出者 申出者数：人	14	6	16
③ストレスチェック活用研修会 参加者数：人	—	60	28
④ストレスチェック実施市町村数（一部のみ実施を除く）	—	12	12
⑥学校における安全衛生管理者研修会 参加者数：人	—	—	130

【取組による成果等】

- ・ストレスチェックの受検期間において毎日受検状況の確認を行い受検率の低い所属に対して、受検勧奨を行った結果平成 30 年度の県教委全体の受検率は 80 % を超えた。
- ・管理監督者を対象として職場環境改善のためのストレスチェック活用研修会を実施するとともに、教職員には、公立学校共済組合の出張講座等を活用してストレスチェック制度に対する理解促進を図った。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（6）メンタルヘルス相談体制の充実及び周知の工夫

【担当課室：福利課】

メンタルヘルス相談体制を公立学校共済組合と連携して、教職員に周知するとともに、教職員の心の不調や変調を早期に発見し、必要に応じた治療へつながるようにする。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ① 広報誌，手引書「私たちの福利厚生」等で相談窓口を紹介した。
- ② 県立学校校長会や管理職対象メンタルヘルス研修会などにおいて，相談窓口やメンタルヘルスチェック，こころのドクター相談（精神科医療顧問相談）などのチラシを配布し相談窓口等を紹介した。
- ③ 「東日本大震災に伴う健康調査」の個人の結果を送付する際に，公立学校共済組合で実施しているメンタルヘルス相談事業等のチラシを同封して，事業の周知をした。

〔平成 28 年度〕

- ・ 上記①～②の取組を継続して実施した。
- ④ ストレスチェックシステムの受検確認画面から相談窓口が閲覧できるようになった。

〔平成 29～30 年度〕

- ・ 上記①～④の取組を継続して実施した。

		27 年度	28 年度	29 年度
メンタルヘルス 相談	面談（カウンセリングルーム）：件	80	65	78
	面談（人間ドック時）：件	138	219	139
	面談（会場型）：件	66	34	53
	面談（訪問型）：件	—	33	28
	Web：件	—	0	3
	電話：件	267	258	307
	健康相談のうちメンタル関連：件	404	349	273
	メール：件	15	15	13
こころの健康ドクター相談：件		10	7	5

【取組による成果等】

- ・ 県立学校については，管理職対象の会議，研修会等の機会を捉えて広報しているため，管理職への理解は進んできている。また，市町村立学校については，市町村教育委員会教育長会議や市町村教育委員会担当者会議等で周知を図っている。
- ・ 所属所訪問型のメンタルヘルス相談については，各種研修会，会議等での具体的活用法などの周知により，平成 30 年度は前年度と比較し 3 倍を超える相談実績となった。今後は，相談件数増加に対応したカウンセラーの確保が課題である。
- ・ 健康調査を実施した年度は，個人結果を送付する際にメンタルヘルス相談の案内も同封するため，相談が増加することが分かった。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（7）こころの健康ドクター相談（精神科医療顧問制度）

【担当課室：福利課】

医療顧問制度の利用促進を図り、教職員が心の不調等について専門医に相談したり、管理職が専門的見地から所属職員の心の健康保持のための指導を受けたり必要に応じ、医療機関での受診、早期治療等に繋げる。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ① 公立学校共済組合と連携して精神科医療顧問相談事業を実施し、精神科医師による教職員との面接や管理職への助言等を行なった。
- ② 平成 27 年度から「こころの健康ドクター相談」と親しみやすい名称とし、事業の周知と活用を促した。

〔平成 28～30 年度〕

- ・ 上記①, ②の取組を継続して実施した。

	27 年度	28 年度	29 年度
相談件数（うち管理職）	10（6）	7（5）	5（3）

【取組による成果等】

- ・ 専門医によるケースに応じた丁寧なアドバイスにより、教職員の心の健康保持や管理職の適切な職場対応につながっているものとする。
- ・ 近年ストレスチェック制度や長時間労働などの医師面談体制の整備も義務づけられており、相談を実施する専門医の負担が増大してきている。こころの健康ドクター相談制度を維持し、相談体制を充実させるためには担当医の確保が課題となりつつある。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（８）健康審査会議の運営

【担当課室：福利課】

精神疾患により病気休職となっている教職員が復職しようとする場合に、その健康状態を確認し、復帰訓練プログラムの実施や職場への復帰等について審査する。また、職務復帰直後の再発防止等のための指導や助言をする。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ①申請者の復帰訓練プログラムの内容審査と復職の可否を判断する健康審査会議を実施した。

〔平成 28～30 年度〕

- ・上記①の取組を継続して実施した。

	27 年度	28 年度	29 年度
審査会議開催数	9	9	11
審査件数（訓練入り）	21	18	15
審査件数（復職）	17	17	13

【取組による成果等】

- ・円滑な職場復帰や再発防止に向けて、職場における段階的な訓練を経て通常の職務に導く「職場復帰訓練プログラム」を実施しているところであり、審査会議において、個に応じて作成されたプログラム等に関して専門的な立場から指導助言を受けるなど、その実効性を高める取組を行っている。
- ・復職しようとする場合に、精神科の医師（健康管理医）2名が健康状態を審査し、医療面、勤務態様面から職務復帰及び再発防止についての必要な指導を行うことができた。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（９）小・中学校スクールカウンセラー等の活用

【担当課室：義務教育課】

スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を学校等に配置・派遣し、児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行うとともに、教職員に対し、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた助言を行うことで、教職員の負担を軽減する。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・平成 27 年度までに全ての小・中学校に SC を派遣・配置することができた。
- ・SSW の配置については、平成 27 年度までに 22 市町村に配置することができた。

〔平成 28 年度～30 年度〕

1 SC の配置・派遣について

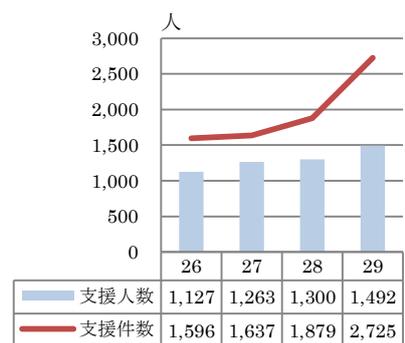
- ・SC を全ての小・中学校への配置・派遣することにより、効果的な活用が進み相談人数及び相談件数が増加した。
- ・児童生徒の心のケアはもちろんであるが、ケース会議への SC の参加、教職員へのコンサルテーション等 SC の活用が進み、教職員の負担軽減につながっている。

2 SSW の配置について

- ・SSW については、そのニーズの高まりもあり、平成 30 年度までに、全ての市町村教育委員会に配置し、学校を外から支える体制の充実を図ることができた。
- ・学校は積極的に SSW と連携しており、SSW の支援人数や支援件数は、増加しており、児童生徒や家庭が抱える課題の解決につながる活動を行っている。
- ・SSW の活用は支援件数が大きく増加しており、福祉や医療とつなげることで、課題を抱える児童生徒や家庭に対して適切に対応することができ、教職員の負担軽減につながっている。



スクールカウンセラー活用状況の経年変化



スクールソーシャルワーカー活用状況の経年変化

【取組による成果等】

- ・震災の影響を訴える児童生徒や震災に起因する不登校児童生徒の存在は、減少傾向にあるものの、各種調査から一定数存在することが明らかになっている。震災起因の有無にかかわらず、児童生徒が抱える課題の解決に向けて、教職員が SC 等と連携して対応することは、教職員の心理的負担軽減につながっている。
- ・学校だけでは解決が困難な事案が増加していることから、環境に働き掛け、適切な関係機関につなぐ役割を担う SSW は、教職員の心理的・物理的負担軽減につながっている。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（１０）高等学校スクールカウンセラー等の活用

【担当課室：高校教育課】

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の外部人材を活用した心のケアを行うとともに，教職員に対し，児童生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた助言等を行うことにより，教職員の負担軽減を図る。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・ 県立学校にスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等を派遣し，生徒，保護者及び教職員の心のケアを行うとともに，教職員に対し，児童生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けた助言を行うことにより，教職員の負担を軽減した。

〔平成 28～30 年度〕

- ・ 上記の取組を継続して実施した。

①スクールカウンセラーの配置（通常配置）

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
56 人（76 校）	53 人（73 校）	53 人（72 校）

②スクールソーシャルワーカーの配置

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
15 人（23 校）	14 人（30 校）	17 人（33 校）

③スーパーバイザーの配置

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5 人	5 人	6 人

【取組による成果等】

- ・ 県立学校におけるスクールカウンセラーを活用した相談件数は，震災前の平成 22 年度と比較しても大幅に増加しており，外部人材の配置は教職員の負担軽減に一定の効果

高等学校スクールカウンセラーによる相談件数の推移（情報交換も含む。）

	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談件数	6,587	9,529	9,184	9,625
情報交換件数	2,861	6,597	6,599	6,280
計	9,448	16,126	15,783	15,905
配置学校数	80	76	73	73

※平成 27 年度までは，特別支援学校 3 校を含む。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（メンタルヘルス）

（１１）総合教育相談

【担当課室:高校教育課】

児童生徒の不登校や問題行動，これらをめぐる保護者への対応等，教職員だけでは対応しきれない教育相談について，専門的知識と経験を有する外部人材が対応することにより，教職員の負担軽減を図る。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・「不登校・発達支援相談室」，「24時間子供SOS相談ダイヤル」を設置し，専門的知識と経験を有する臨床心理士等が児童生徒，保護者及び教職員を対象とした面接又は電話による教育相談等を実施した。

〔平成 28～30 年度〕

- ・上記の取組を継続して実施した。

①不登校・発達支援相談室

来所相談	平日 10:00～16:00	臨床心理士 2人
電話相談	平日 9:00～16:00	電話相談員 2人

②24時間子供SOS相談ダイヤル

電話相談	平日 16:00～翌日 9:00 土日等 0:00～24:00	業務委託
------	------------------------------------	------

【取組による成果等】

- ・不登校・発達支援相談室等における電話相談・来所相談件数は，年間2000件を上回っており，当該相談窓口の開設は教職員の負担軽減に一定の効果

不登校・発達支援相談室における電話相談，来所相談件数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
不登校	753	890	721
学校不適應	197	237	221
性格・行動	395	373	444
教育相談技術	14	10	13
いじめ	107	109	97
その他	761	870	887
合計	2,227	2,489	2,383

Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

3 不祥事防止への応について

(1) 懲戒処分事例の調査分析

【担当課室：チーム事務局（教職員課）】

効果的かつ効率的な不祥事防止対策を検討，実施するためには，懲戒処分案件の傾向等を関係者で共有する必要があることから，これまでの懲戒処分事例に関する客観的なデータを整理し，分析を行う。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・ 過去 12 年間（平成 11 年度～22 年度）に行われた 134 人に対する懲戒処分事例について，学校種別，事案別，職名別，年代別，経験年数別等の視点から調査分析を実施した。
- ・ 分析結果は，各種の研修会（特に新任校長・教頭等の管理職や 10 年研修等の中堅教職員を対象とした研修）において概要を説明し，服務規律の確保に向けた取組の一助として周知を図った。
- ・ 校長会等の場においても上記の分析の概要等に関する資料を，服務管理上の参考として提供した。

〔平成 28～30 年度〕

- ・ 懲戒処分件数は平成 29 年度にかけて年々増加傾向にあることから，平成 23 年度から平成 29 年度までの過去 7 年間の懲戒処分事例の分析をあらためて行い，その結果を服務規律の指導の中で反映させることが肝要と考え，平成 30 年度末を目的に結果をまとめることとしている。

【取組による成果等】

- ・ 平成 28 年度は逮捕案件が増加し，懲戒処分の防止対策が急務となったことから，コンプライアンス・マニュアルの策定といった追加の対策も行った。平成 30 年度になり，懲戒処分件数は 10 件 11 名（平成 31 年 2 月末時点）と減少傾向にあり，徐々に成果を見せてきている。
- ・ 平成 23 年度から平成 29 年度に行われた懲戒処分事例について，調査分析を実施し取りまとめた。今後，分析結果の概要を整理し，各種研修会資料として活用を図りたい。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

（１）－２ 懲戒処分基準の見直し

【担当課室：チーム事務局（教職員課）】

- ・ 「教職員の懲戒処分原案の基準」は平成24年4月1日に策定しているが、以降の不祥事の発生状況を見ると、飲酒運転が年に1件程度は発生しており、県庁組織を挙げて飲酒運転撲滅に取り組んでいることや、飲酒運転に対する社会の反応等を鑑みた場合、現行の基準では量定が相当ではない面もある。また、その他にも、策定時において想定されなかった不祥事案なども発生している。
- ・ このことから、不祥事案に対して、より厳格に対応していくため、当該基準の見直しを必要に応じて進めていく。

【これまでに実施した取組】

[平成28年度]

- ・ 従前から服務指導については継続的に行ってきたが、前年度に多発した飲酒運転や、その他の悪質な行為が絶えない現状を踏まえ、懲戒処分の基準、主に飲酒運転に係る部分の見直しについて、顧問弁護士等からの助言・指導を進めた。
- ・ 運用についても、他県の情勢等を参考に、随時検討した。

[平成29年度]

- ・ 平成29年度も飲酒運転による事故が発生したことから、懲戒処分を行った当日に、同日付で綱紀粛正通知を発出した。
- ・ 基準の厳格化については、他自治体の事例や量定、飲酒運転に起因した処分の裁判例も参考にするとともに、顧問弁護士の助言も得ながら引き続き検討を行った。
- ・ 県HPに「懲戒処分原案の基準」を掲載した。

[平成30年度]

- ・ 平成30年度に懲戒処分とした事案を受け、「懲戒処分原案の基準」に「児童ポルノ」に関する規定を追加した。
- ・ 飲酒運転については、量定について引き続き検討を行っている。
- ・ また、体罰についても、ここ数年で増加している傾向を踏まえ、飲酒運転同様に綱紀粛正通知等で厳格に対応していく旨を発出しており、それを踏まえて量定を検討していくこととした。

【取組による成果等】

- ・ 飲酒運転については、事ある毎に綱紀粛正等を発出しているが、現状においても年に1件程度発生しており、撲滅には至っていない。今後も基準の見直しを検討する。
- ・ 体罰についても、体罰が発生した場面や被害児童生徒の状況などを十分に精査し、行為の悪質性などを考慮しながら、量定を厳格に検討し、対応した。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

（２）不祥事防止対策の周知徹底

【担当課室：教職員課】

不祥事発生防止に向け、各種通知の発出や資料を作成・改訂し、さらなる情報発信、注意喚起を行う。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・懲戒処分を行った際、服務規律の確保に向けた通達を発出し、教職員への注意喚起を行った。必要に応じて校長会等も開催した。「飲酒運転防止」や「セクシュアル・ハラスメントの防止」に係るケーススタディ等を新規作成し、配布を引き続き行った。
- ・平成 27 年度には、セクシュアル・ハラスメントを防止する観点から、教員と児童生徒の適切な距離感を確保するために、教員と児童生徒間の私的な電子メール等のやりとりを禁止することを主眼とした通知を発出した。

〔平成 28 年度〕

- ・懲戒処分を行った都度、服務規律確保の通達を発出するなど、教職員への周知を図っているが、逮捕案件をはじめ悪質な不祥事が多発する現状となった。このため、4 月、9 月、11 月の計 3 回、不祥事防止に向けた取組を促す緊急会議を県立学校長や市町村教育長を参集して開催し、教育長から訓示等を行った。
- ・加えて、これまでの個々の教職員に対する注意喚起や働きかけだけでは不祥事の根絶には不十分との認識のもと、組織として不祥事を生まない体制作りを進めていくために、「県立学校版コンプライアンス・マニュアル」を策定した。
- ・教職員が理解しやすい内容となるよう、「服務だより」第 1 号を 3 月に発行した。

〔平成 29 年度〕

- ・コンプライアンス・マニュアルについては、県立学校のみならず、市町村立の小中学校等においても、独自にアレンジを加えながら活用していることが見受けられた。
- ・「服務だより」を 2 回発行したほか、県立学校人事班においても、不祥事防止に向けたメールをコンプライアンス推進担当者に向けて直接かつ定期的に送信するなど、効果的な注意喚起を行った。

〔平成 30 年度〕

- ・「コンプライアンス・マニュアル」の活用促進や、「服務だより」の発行など、従来の取組を継続することにより、不祥事発生防止に努めた。

【取組による成果等】

- ・平成 28 年度、平成 29 年度と懲戒処分件数が増加したものの、平成 30 年度は平成 31 年 2 月末時点で 10 件 11 名と減少傾向にあり、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等が一定の効果を示しているものと理解している。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

（３）不祥事防止対策の強化

【担当課室：教職員課】

懲戒処分案件の調査分析結果を踏まえ、研修内容・研修対策等の見直しを行うなど、これまで以上に効果的かつ効率的な不祥事防止対策を講じる。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・これまでの懲戒処分事例の分析の結果、経験 9 年未満の初任者と、40 代以上のベテラン層において処分事案が多発していたことから、若年層及びベテラン層を対象とした研修メニューの強化を行った。
- ・若年層への対応として、平成 27 年度から、新たに初任者研修・10 年経験者研修において服務制度に関する研修項目を追加した。また、ベテラン層への対応については、20 年経験者研修における研修項目を追加した。
- ・管理職対象の研修会においても、服務規律の確保等に関する研修項目の追加実施を行った。
- ・教員ステップアップ研修との連携についても検討を進め、メニューの改善を図った。

〔平成 28 年度〕

- ・法律顧問の知見を活用した校内研修を 1 校で試験的に実施した。
- ・平成 28 年 11 月に策定した「コンプライアンス・マニュアル」の各学校における活用状況について、適宜確認を行った。

〔平成 29 年度〕

- ・平成 29 年度の懲戒処分件数は増加し、依然として事故発生の抑制には至っていない状況にある。処分と同時に綱紀肅正通知も発出したほか、平成 29 年 12 月 19 日には臨時の県立学校長会議を、平成 30 年 1 月には各教育事務所単位で小中学校長会議を開催するなど、一層の綱紀肅正に努めた。
- ・「服務だより」を 2 回発行したほか、県立学校人事班においても、不祥事防止に向けたメールをコンプライアンス推進担当者に直接かつ定期的に送信するなど、効果的な注意喚起を行った。
- ・「懲戒処分基準の原案」を HP に掲載し、不祥事を起こした場合の量定などを、教職員のみならず広く県民等にも周知した。

〔平成 30 年度〕

- ・「服務だより」は、時機を捉えた内容の検討に努め、3 月には今年度に行われた懲戒処分事例を総括した内容とするなどして、計 3 回発行した。

【取組による成果等】

- ・平成 30 年度の懲戒処分件数は平成 31 年 2 月末時点で 10 件 11 名と、平成 28 年度、平成 29 年度に比べ減少しており、不祥事防止の様々な取組が徐々に効果を表してきているものと考えている。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

（４）学校運営に対する法的支援・相談体制の強化

【担当課室：教職員課】

学校のみでは解決が難しい法律的な問題等について、県教育委員会が委託している法律顧問に相談する制度を周知し、安定した校務運営と、不祥事発生防止に向け、各種通知の発出や資料を作成・改訂し、さらなる情報発信、注意喚起を行う。

【これまでに実施した取組】

[平成 27 年度まで]

- ・ 県立学校長会議や各種研修会等において、法律顧問制度の趣旨について継続的に説明を行い、活用を促してきた。

[平成 28 年度～平成 30 年度] ※平成 31 年 2 月末現在

- ・ 法律顧問活用制度の利用状況は以下のとおり。
 - 平成 28 年度 45 件
 - 平成 29 年度 43 件
 - 平成 30 年度 39 件
- ・ 主な相談内容としては、教職員の非違行為に関するものや学校運営（生徒への指導等）のほか、各種訴訟リスクについてなど、様々である。
- ・ そのほか、新任校長研修会に法律顧問を講師として招き、「学校における危機管理」に関する講義を設けた。

【取組による成果等】

- ・ 法律顧問制度についての認知が広がり、教育庁各課室や県立学校から様々な相談が寄せられた。法律顧問から適切な指導・助言等を受け、それぞれの現場における問題解決につなげている。
- ・ 法律顧問には法律的知見に富むだけでなく、教育を取り巻く諸情勢についても豊かな見識を有する者を選任しており、生徒指導の進め方など、教育現場で発生した諸問題について、単に法律的な観点のみならず、昨今の社会情勢等を踏まえた適切な解決策を提案していただいております。問題の迅速な解決や問題の悪化防止に大きな力となっている。
- ・ 教職員が安心して学校運営を行っていくために法律顧問制度は極めて有効であることから、引き続き積極的な活用を促していく。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

（５）被処分者に対する事後指導

【担当課室：教職員課】

懲戒処分等を受けたことがある教職員が同様の不祥事を再発する傾向が見受けられるため、再発防止に向けた継続的な指導を行う。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・被処分者に対する事後指導として、管理職による面接や、各種指導を踏まえ自己の内面の変化をレポートで提出させるなどの取組を引き続き実施した。
- ・各教育事務所においても、定期的に被処分者との面談・指導等を実施した。各地区校長会等においても、校内における服務規律の徹底した指導について依頼したほか、校長会主催の各種研修会等で、服務規律の確保に向けた取組の徹底について指導を要請した。

〔平成 28 年度～平成 30 年度〕

- ・被処分者への指導は、県教委及び服務監督権を有する市町村教育委員会において適宜実施しており、被処分者が自らの行為を振り返ることで再発防止等につなげる。
- ・特に、体罰や不適切指導を行った被処分者やその管理監督責任者に対しては、アンガーマネジメント研修やステップアップ研修の活用などを呼び掛けている。

【取組による成果等】

- ・定期的な校長面談やレポート提出等を実施し、被処分者の再発防止に向けた助言・指導等を継続した。また、教職員課でも県立学校において学校訪問を行い、被処分者の授業等を観察した上で校長と情報交換を行うなど、再発防止に向けた県教委と学校間の連携強化が図られ、きめ細やかな事後指導を行った。
- ・各教育事務所においても、通常は3ヵ月に1回程度、事案によっては1ヵ月毎に被処分者との面談を実施し、被処分者の現状に応じたきめ細やかな再発防止指導を行うと共に、各地教委の協力を得て、被処分者の日常的なフォローに力を入れるなど、再発防止に向けた関係機関相互の連携を図り、きめ細やかな事後指導を行った。
- ・児童生徒に対する不適切な指導等を理由として処分や措置を受けた者については、本人の意思を確認しながら、ステップアップ研修等の受講を促し、実際に受講に結びつけることができた。今後も現場復帰や勤務態度の改善につなげていくよう、引き続き取り組んでいく。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

（6）学校徴収金会計事務等の見直し

【担当課室：高校教育課・特別支援教育課】

学校徴収金の事務処理は各学校において様々である。不明瞭な会計処理の要因ともなっていることから学校徴収金事務の改善に向けた検討を行う。

【これまでに実施した取組】

＜高等学校＞

[平成 27 年度まで]

- ・私的流用事故を踏まえ、再発防止策（銀行印と通帳印、現金の管理の徹底、会計チェック体制の整備等）を各校へ通知した。（H25.9.6 付教育長通知）
- ・県立高校に対する事務処理状況調査において、対策の実施状況の確認と改善指導を実施した。＜調査実施校：H 2 5：3 3 校，H 2 6：4 0 校，H 2 7：3 8 校＞
- ・各校における再発防止策の実施状況について、毎年度文書による確認を実施した。
- ・事務次長研修会を平成 2 5 年度から新たに開催したほか、新任校長研修で学校徴収金の事務について説明した。

[平成 28～30 年度]

- ・事務処理状況調査において、対策の実施状況の確認と改善指導を実施した。
＜調査実施校：H 2 8：3 5 校，H 2 9：1 2 校，H 3 0：0 校＞
- ・各校における再発防止策の実施状況について、毎年度文書による確認を実施した。
- ・事務次長研修会や新任校長研修で、学校徴収金の事務について説明した。

[平成 30 年度]

- ・私的流用事故を受けて、再発防止のため、総務課とも連携して全県立高校に対して書面と実地の調査を実施し、事務処理や内部統制の取組状況の確認・指導を行った。
- ・実地調査の結果、明らかになった課題について、学校長等に対して説明を行った。
- ・学校徴収金マニュアルを作成し、周知した。

＜特別支援学校＞

[平成 27 年度まで]

- ・特別支援学校長会議や事務長会議等の際に、学校徴収金の取扱について繰り返し注意を促した。
- ・事務処理の適正に向け、適時文書を発出し、注意を促した。

[平成 28～30 年度]

- ・特別支援学校長会議や事務長会議等の際に、学校徴収金の取扱について繰り返し注意を促した。

[平成 30 年度]

- ・私的流用事故を受けて、再発防止のため、総務課とも連携して全県立特別支援学校に対して書面と実地の調査を実施し、事務処理や内部統制の取組状況の確認・指導を行った。

【取組による成果等】

＜高等学校＞

- ・事務処理状況調査や不祥事を受けた実地調査において、改善指導を実施するとともに、優良取組事例を取りまとめて各校に紹介し、さらなる事務の改善を促した。
- ・事務次長研修会により、次代を担う事務次長の資質向上を図った。
- ・新任校長研修において、最終責任者としての会計事務における役割の理解を図った。

＜特別支援学校＞

- ・高校の不祥事を受けて実施した実地調査により、事務処理の問題点や改善点などを把握するとともに、具体的な改善について指導・助言を行い、学校徴収金事務の透明化を図った。
- ・特別支援学校長会議や事務長会議等において説明し、会計責任者としての役割の理解を図った。

Ⅱ これまでの取組概要と成果（不祥事防止）

（7）義務教育諸学校における事務指導の在り方の検討

【担当課室：総務課・義務教育課】

市町村立小中学校に対し教育事務所が市町村教育委員会と連携して実施している事務指導について、指導の方法や内容等について教育事務所ごとに差異が生じていることから、統一的な取扱いを整備し、市町村立小中学校の適正な事務処理の確保を促進するもの。

【これまでに実施した取組】

〔平成 28 年度〕

- ・各教育事務所の担当班長が集まり、学校事務指導の在り方について検討し、事務指導に関する実施要項、指導基準、提出様式等の素案を作成した。

〔平成 29 年度〕

- ・平成 28 年度に作成した実施要項等の素案を元に、各教育事務所において事務指導を試行。平成 30 年度からの本格実施に向けて、試行の状況を検証し、実施要項等を見直し修正等を行った。

〔平成 30 年度〕

- ・平成 29 年度に見直し・修正等を行った後の実施要項等に基づき、各教育事務所において事務指導を本格実施。引き続き実施状況の検証を行い、実施要項等の維持・改善を推進した。

【取組による成果等】

- ・各教育事務所による小中学校への事務指導について、実施要項等を作成したことにより、統一的な取扱いが明示され、指導の標準化が図られた。また、毎年度、事務指導の実施状況を確認し、実施要項等の検証を行うことにより、課題等の共有と P D C A サイクルによる継続的な維持・改善を図っていくことが可能となった。

（8）情報セキュリティ対策基準の周知徹底

【担当課室：教育企画室】

情報セキュリティに関する意識の啓発や情報セキュリティ対策基準の周知徹底により、学校で取り扱っている多様な個人情報等の適正管理を推進する。

【これまでに実施した取組】

〔平成 27 年度まで〕

- ・研修会等の機会をとらえ、情報セキュリティ対策等について周知するとともに、対策等の徹底を依頼した。
- ・各種ソフトウェアの脆弱性を解消するための対応を行った。
- ・個人情報紛失事故等の防止に関する資料を作成、配布し、注意喚起した。

〔平成 28～30 年度〕

- ・平成 27 年度までの取組を継続するとともに、情報セキュリティ対策等の意識の向上を図るため、当室で校内研修用資料を作成し、全県立学校での校内研修実施と受講後の当室への報告を必須にするなど、リスクや必要な対策を理解した上で機器の活用を促す体制を構築、情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守に努めた。

【取組による成果等】

- ・情報セキュリティ対策の周知徹底や各種研修会等を通じ、職員の意識啓発や事故防止に向けた対策を実施しているものの、情報セキュリティ事故が発生している状況であることから、継続的な取組が必要である。

Ⅲ 第3次取組項目について

第3次取組項目としては、「働き方改革※」、「メンタルヘルス」、「不祥事防止」の3つのテーマについて、それぞれの課題等を踏まえ、以下の項目について取組を進めることとする。

※第3次から「多忙化解消」の名称を「働き方改革」と変更。取組内容については、別冊「教職員の働き方改革に関する取組方針」を参照

取組項目	取組内容
※ 働き方改革（旧：多忙化解消）への対応について	別冊「教職員の働き方改革に関する取組方針」参照
1 メンタルヘルスへの対応について	(1) 休職者の調査分析 (2) 長時間労働健康管理対策 (3) 震災に対応したメンタルヘルス対策 (4) ストレスチェック制度の活用 (5) メンタルヘルス相談体制の充実及び周知の工夫 (6) メンタルヘルス研修の充実 (7) 健康審査会議の運営
2 不祥事防止への対応について	(1) 懲戒処分事例の調査分析 (2) 懲戒処分基準の見直し (3) 不祥事防止対策の強化と周知徹底 (4) 学校運営に対する法的支援・相談体制の強化 (5) 被処分者に対する事後指導 (6) 学校徴収金会計事務等の見直し (7) 情報セキュリティ対策基準の周知徹底

Ⅲ 第3次取組項目について（メンタルヘルス）

1 メンタルヘルスへの対応について

【概要】

- 複雑化する現代社会において、様々な要因から生じる精神的ストレスにより、心身の不調を訴えるケースが多く見られる。

この傾向は、教育の現場においても例外ではなく、平成25年3月文部科学省がとりまとめて公表した「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」では、教職員のメンタルヘルス不調の要因として、仕事の面では、業務量・保護者対応・生徒指導・事務的な仕事等、職場環境の面では、人事異動による心理的負担・対人関係等、私的生活の面では、介護や育児と仕事の両立等が挙げられ、予防的な取組の必要性や復職支援施策の必要性が示されている。
- 宮城県教育振興計画においては、「教職員を支える環境づくりの推進」の中で、教職員のメンタルヘルス対策に触れ、教職員が健康で職務に専念できる健康管理対策の充実が求められており、県立学校等教職員のストレスチェック（以下「ストレスチェック」という。）や在校時間調査を実施し、関係機関と結果を共有するとともに、公立学校共済組合と連携してメンタルヘルス対策を実施している。
- 本県のストレスチェックにおける平成28・29年度の結果では、総合健康リスクが何れの年度も全国平均の100ポイントを下回ってはいるものの、仕事の量的負担の項目では、業務量が多いと感じている教職員の割合が全国平均を上回る結果であり、高ストレス判定者は11%を超えている。
- また、本県において精神疾患により休職している教職員数は、平成20・21年度の70人台をピークに、その後は、毎年60人前後で推移し、減少傾向にはなく、要因等を調査分析し予防に結びつけ、メンタルヘルス不調者を増やさない取組と休職者を減らしていくための復職支援の取組が重要となっている。
- このような状況を踏まえ、引き続き本県教職員の心身の健康保持のために、メンタルヘルスへの対応として以下の①～③の取組を進める。
 - ① 調査分析の取組
 - ・ 休職者の調査分析、在校時間の把握、健康調査、ストレスチェックにより、メンタルヘルス不調の背景、要因、傾向を把握して予防や支援につなげる。
 - ② 予防的取組
 - ・ メンタルヘルス不調を予防するため、メンタルヘルス研修や各種セミナーを実施し、セルフケア、ラインケアにつなげるとともに、専門医や臨床心理士等による相談体制の充実を図る。
 - ③ 支援の取組
 - ・ 復職や正常勤務に向けた専門医等による指導助言を行う。

Ⅲ 第3次取組項目について（メンタルヘルス）

（1）休職者の調査分析

【担当課室：福利課】

【現状】

- ◆ 平成19年度から平成23年度までの過去5年間の精神疾患による病気休職の案件について、校種別・年齢別・男女別・病休回数等の視点から調査分析を行った。
- ◆ 平成24年度以降は、校種別・年齢別・男女別・職種別等の傾向を把握している。
- ◆ 本県教職員の精神疾患による病気休職者数は60人前後で推移しており、横ばい傾向である。

【取組の方向性】〔調査分析の取組〕

- ◇ 休職者の校種別、年齢別等の傾向について継続して調査分析を行い、各種会議等で関係機関と情報共有するとともに、メンタルヘルス対策事業の参考として活用する。
- ◇ 精神疾患による休職者は、3か月毎に状況報告書と診断書が提出されるので、発病の原因やその時々状況を人事担当課と福利課で情報共有を図る。

（2）長時間労働健康管理対策

【担当課室：福利課】

【現状】

- ◆ 県立学校については、「宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領」を策定し、平成24年9月から正規の勤務時間外における在校時間を把握している。
- ◆ 市町村立小中学校については、平成27年度の実績分から各市町村教育委員会の協力をえて正規の勤務時間外における在校時間を把握している。
- ◆ 在校時間の状況については、過去の状況との比較・分析を行い文教警察委員会、教育委員会、県立学校長会議等で報告して教育庁全体で共通の課題意識を持った。
- ◆ 長時間在校している教職員のうち希望者に対して、医師による面接指導を行っている。また、健康障害のリスクの高い教職員と管理職に対して福利課職員が学校を訪問して面談を行っている。
- ◆ 正規の勤務時間外において月80時間を超えて在校したことがある過去3年間の教職員の割合は、県立学校では約28%と横ばい傾向で、市町村立小中学校では約21%から約25%へと漸増傾向にある。

【取組の方向性】〔調査分析の取組〕

- ◇ 県立支援学校を含めた全ての県立学校において、校務支援システムによる在校時間の把握を行う。
- ◇ 教職員の多忙化解消推進のため継続して在校時間の把握を行い調査分析し、関係機関へ情報提供を行うとともに、情報共有を図り、学校運営支援本部の働き方改革ワーキンググループとともに在校時間縮減に向けた具体的な取組につなげる。
- ◇ 教職員が自らの在校時間を意識して記録し、管理職が把握することにより、効率的な働き方に関する様々な取組の実現を目指し、健康障害の未然防止へつなげる。
- ◇ 医師等の面接指導で就業上の措置を講じられた場合や健康障害のリスクが高い場合は、所属で速やかに事後措置を講じて、引き続き健康障害の未然防止へ努める。
- ◇ 市町村立小中学校における在校時間が長い教職員の状況を把握する。

Ⅲ 第3次取組項目について（メンタルヘルス）

（3）震災に対応したメンタルヘルス対策

【担当課室：福利課】

【現状】

- ◆ 公立学校共済組合宮城支部で、平成23年度から隔年で全ての教職員を対象とした「東日本大震災に伴う教職員の健康調査」を実施した。平成23年度健康調査の結果、多くの教職員がストレスを感じていることが明らかになったため、メンタルヘルス個別面談や研修会を実施した。また、平成25年度以降は、精神健康及び仕事に関するチェック結果を個人に通知し、心身の自己管理を促した。平成29年度の結果では、専門機関等での支援が必要と判定された者の割合は、前回と比較して若干増加している。

【取組の方向性】〔調査分析の取組・予防的取組〕

- ◇ 平成31年度においても、健康調査を実施し教職員の状況を把握分析し、対策へつなげる。
- ◇ 過去の健康調査の結果を踏まえ、引き続き教職員の健康の保持増進を図るため、メンタルヘルスケア対策に取り組んでいく。
- ◇ 要請により、講師を所属に派遣する出張講座、メンタルヘルス相談を実施し、教職員が活用しやすい事業を実施していく。
- ◇ ストレスチェック未実施の所属における教職員の心身の不調の早期発見に有効な手段として活用する。

（4）ストレスチェック制度の活用

【担当課室：福利課】

【現状】

- ◆ 平成28年度から労働者が50人以上の所属においてはストレスチェックの実施が義務づけられた。県立学校においては50人未満の所属を含む全所属で年2回実施している。
- ◆ ストレスチェックの個人結果からセルフケアにつながるように各種セミナー、メンタルヘルス相談等を実施している
- ◆ 集団分析結果を活かした職場環境改善につなげるためストレスチェック活用研修会を実施した。
- ◆ 県立学校におけるストレスチェック平均受検率は80%を超えている。
- ◆ 域内の全学校でストレスチェックを実施している市町村は、12にとどまっている。

【取組の方向性】〔調査分析の取組・予防的取組〕

- ◇ 教職員が自らのストレスの状況を把握し、セルフケアにつなげメンタル不調を未然に防止する。
- ◇ 集団分析結果を活かした職場環境改善へ向けた取組に対しても活用していく。
- ◇ 県立学校では、受検率の向上を図りながら全所属で継続して実施していく。
- ◇ 市町村立小中学校においても、全所属で実施できるように継続して働きかけを行っていく。

Ⅲ 第3次取組項目について（メンタルヘルス）

（5）メンタルヘルス相談体制の充実及び周知の工夫

【担当課室：福利課】

【現状】

- ◆ メンタルヘルス相談事業は公立学校共済組合と連携して実施しており、心の不調の早期発見につなげるよう取り組んでいる。また、広報誌等を活用して教職員に周知している。
- ◆ 「東日本大震災に伴う健康調査」の結果と併せて、公立学校共済組合で実施しているメンタルヘルス相談事業等のチラシを個人に送付したことにより、メンタルヘルス相談が前年度と比較して増加した。（H27.1 27人→H28.1 56人）
- ◆ 校長会等でメンタルヘルス相談のチラシを配布し、教職員に対する周知を依頼している。
- ◆ 本人や所属の管理職が精神科医師に相談し、教職員の心の健康保持につなげるためこころの健康ドクター相談事業を実施しているが、相談件数は年10件程度となっている。

【取組の方向性】〔予防的取組〕

- ◇ メンタルヘルス相談の個別面談や電子メールによる相談を継続するほか、要請により臨床心理士が学校訪問して個別面談を継続して実施する。
- ◇ ホームページの活用やチラシ等を工夫して職員や家族の目に留まる広報に努めることで相談窓口の積極的な利用を促し、メンタル不全の未然防止を図る。
- ◇ こころの健康ドクター相談として専門医を活用することにより、メンタルヘルス不調者について早期に適切な対応を行うことにつながることから継続して実施する。
- ◇ 校長会等で各種相談事業を周知してより一層の活用を図る。
- ◇ 健康調査やストレスチェックの結果通知と合わせて相談窓口を周知する。

Ⅲ 第3次取組項目について（メンタルヘルス）

（6）メンタルヘルス研修の充実

【担当課室：総務課，教職員課，福利課】

【現状】

- ◆ 平成29年度に公立学校共済組合宮城支部で実施した「東日本震災に伴う教職員の健康調査（第4回）の結果によると、約1/4の教職員が強くストレスを感じており、過去の調査と比較しても減少には至っていない。
- ◆ 教職員一人一人のメンタルヘルス対策への理解促進を図るため、県教育委員会の基本（指定）研修等で「メンタルヘルス研修」を実施している。（総務課・教職員課）
- ◆ 公立学校共済組合宮城支部と連携のもと、希望者等に対して教職員のメンタルヘルスキアの研修やセミナーを開催しメンタル不調の未然防止に努めている。
- ◆ 「ラインによるケア」の手法等を習得させるために、新任管理職に対して、メンタルヘルスの基礎研修や応用研修を実施している。また、中堅職員の理解も必要であるため、メンタルヘルス研修会（基礎編）の対象者を平成26年度から県立学校主幹教諭，平成27年度小・中学校主幹教諭に拡大して実施している。

【取組の方向性】〔予防的取組〕

- ◇ メンタルヘルス対策に重要な予防的取組をすすめるために、自分自身が行うセルフケアと管理監督者が行うラインケアの研修の充実を図るため継続して実施する。
 - セルフケア：メンタルヘルスに対する正しい理解，自らのストレスへの気づきとその対処法などを体得する研修，セミナー等の受講機会の確保
 - ・ 県教育委員会基本（指定）研修（新規採用者研修等）
 - ・ 公立学校共済組合と連携したメンタルヘルス研修，セミナー，出張講座 等
 - ラインケア：管理職としての所属職員への相談対応，職場環境改善等の研修の実施
 - ・ 新任管理職対象メンタルヘルス研修会〔教頭，事務室長，主幹教諭〕
 - ・ 管理職対象メンタルヘルス研修会（応用編）〔希望者〕
 - ・ 管理職対象アンガーマネジメント研修会〔希望者〕 等

（7）健康審査会議の運営

【担当課室：福利課】

【現状】

- ◆ 教職員が精神疾患による病気休職から復職しようとする場合に、精神科の医師（健康管理医）2名を含む健康審査会議で健康状態を審査し，医療面，勤務態様面から職務復帰及び再発防止について必要な指導を行っている。

なお，精神又は神経に係る疾病により復職した教職員の業務を支援し，本人及び学校の負担軽減を図るため，非常勤講師を配置できることとしている。

【取組の方向性】〔支援の取組〕

- ◇ 精神疾患による休職者の復職支援と復職後の再発防止の対策として継続して実施する。

Ⅲ 第3次取組項目について（不祥事防止）

2 不祥事防止への対応について

【概要】

- 教職員は、児童生徒に社会のルールや基本的モラルなどの倫理観、他人を思いやる心などの豊かな人間性を身につけさせるなどの重要な役割を担っており、そのためには、一人一人の教職員が社会人として高い倫理観と規範意識を持ち、児童生徒、保護者等から信頼される存在になることが求められる。
- 県教育委員会は、研修会、校長会等の様々な機会を通じて教職員の倫理観の保持に向けて、不祥事の未然防止、早期対応等の注意喚起に努めてきたが、依然として不祥事は後を絶たない状況にある。
- 本県教職員の懲戒処分件数は、平成22年度に16件19名（うち免職9名）と件数がピークに達した後、震災の影響や地域の復興に向けた教職員の懸命の努力などにより、平成23年度から平成24年度にかけては処分件数・処分人数ともに大きく減少した。しかしながら、平成25年度には再び15件20名（うち免職4名）の処分者を出すに至り、翌平成26年度以降も引き続き高い水準を示し続け、平成29年度には18件21名（うち免職3名）と、過去10年間で最多となった。
- 性質別では、「体罰・不適切言動等」が多くを占め、加えて「飲酒運転」「学校徴収金の私的流用等」といった犯罪行為が発生しているほか、これまでに想定し得なかったインターネット・SNSなどソーシャルメディアに起因した懲戒処分事案も発生している。
- 教職員の不祥事防止に向けた取組については、引き続き根気強く、継続的に実施していくことが必要であり、より効果のある的を絞った対策を講じていくために、平成11年度から平成22年度までの懲戒処分事例の背景や傾向の調査分析を行い、平成23年度から平成29年度の7年度分についても継続して実施した。その結果、被処分者の世代、経験年数や既往歴のある処分者の存在等について一定の傾向が認められ、不祥事根絶に向けた注意点、留意点が浮き彫りとなったところである。
- このような状況等を踏まえ、服務規律の確保に関する継続的な周知徹底、不祥事防止に関する研修の充実、学校徴収金会計の取り扱いや不適切な事務処理を防ぐための内部統制の強化等の改善が必要との認識から、次ページ以降の項目について取り組むこととする。
- これらの取組は、全て本県教育委員会で発生してきた不祥事案の発生防止に向けた根本的な取組である。処分事案の調査分析の結果等を踏まえ、教育現場を取り巻く社会情勢の変化に応じた必要な対策等を追加しながら、全力で取り組んでいく。

Ⅲ 第3次取組項目について（不祥事防止）

（1）懲戒処分事例の調査分析

【担当課室：チーム事務局（教職員課）】

【現状】

- ◆ 懲戒処分件数は、平成30年度は減少したものの、発生件数ゼロに向けた取組は引き続き必要である。
- ◆ そのためにも、教職員一人一人が服務規律確保を自分自身の身に置き換え、公務内外において自然と服務規律に対する意識を高めていけるよう、意識付けが必要である。
- ◆ その方法として、過去の懲戒処分事例を客観的に把握できるデータを活用することは有効である。

【取組の方向性】

- ◇ 平成30年度末までに調査分析した結果をもとに、平成31年度以降の各種の研修会（特に新任校長・教頭等の管理職や中堅教職員を対象とした研修）においてその概要を説明し、服務規律の確保に向けた取組の一助として周知を図る。
- ◇ 学校種別、事案別、職名別、年代別、経験年数別といった一般的な項目だけでなく、発生時間帯や曜日、不祥事に至った動機など、詳細な分析を行うことで、より詳細な傾向が浮かび上がるものと考えている。

（分析項目）

・発生日月日、発生曜日、勤務年数、過去の処分歴、発覚の経緯、事故詳細など（事故詳細：飲酒運転や体罰、わいせつ・セクハラ、会計不適正処理ごとに項目を設けて分析）

【数値目標】

- ◇ 引き続き、校長会等の場においても上記の分析の概要等に関する資料を、服務管理上の参考として提供する。
- ◇ 平成30年度には減少に転じた不祥事の発生件数を、少しでも減らしていけるよう、分析結果を用いながら、これまでの取組を継続していく。

〔参考〕懲戒処分件数

	免職	停職	減給	戒告	合計	
					件	名
H23	3	5	0	1	8	9
H24	1	2	0	0	3	3
H25	4	3	4	9	15	20
H26	3	4	9	0	12	16
H27	1	4	6	1	11	12
H28	7	4	2	2	15	15
H29	3	2	9	7	18	21
合計	22	24	30	20	82	96

Ⅲ 第3次取組項目について（不祥事防止）

（2）懲戒処分基準の見直し

【担当課室：チーム事務局(教職員課)】

【現状】

- ◆ これまでに想定し得なかった懲戒処分事案（平成30年度の児童ポルノ所持）もあれば、今後はインターネット、SNSなどソーシャルメディアに起因した不祥事案件も想定され、それらの行為が発生した際の処分基準の見直しが求められる。
- ◆ また、従来から問題となっている飲酒運転や体罰行為についても、引き続き厳格に対応していくよう、服務規律確保の通達等で周知を図っていく必要がある。
- ◆ 想定し得ない事案が発生した場合には、他自治体の状況などを把握し、顧問弁護士に相談するなど、迅速な対応が求められている。

【参考】過去3年間の類型別発生件数（平成31年2月末現在）

	飲酒運転	体罰	児童ポルノ所持
H28	1	4	0
H29	1	8	0
H30	1	4	1

【取組の方向性】

- ◇ 今後も、処分基準では想定し得ないような上記以外の懲戒処分事案の発生も考えられることから、事案に対して的確に対応するとともに、必要に応じて基準の不断の見直しなど、継続して取り組んでいく。

Ⅲ 第3次取組項目について（不祥事防止）

（3）不祥事防止対策の強化と周知徹底

【担当課室：教職員課】

【現状】

- ◆ 懲戒処分件数は、平成29年度をピークに減少しているが、今後もこの状態を維持し不祥事根絶につながるには、引き続き不祥事防止対策の強化と周知徹底が重要であり、対策の強化と周知徹底は不可分のものである。
- ◆ これまで飲酒運転やセクシュアル・ハラスメントなどの防止対策に取り組んできたが、体罰・不適切言動等やソーシャルメディアに起因した不祥事も発生している現状から、これらへの対策等も急務である。
- ◆ 平成28年11月に策定した「コンプライアンス・マニュアル」は、既存の不祥事防止対策の周知徹底とともに、対策強化の機能を持たせることも可能である。当該マニュアルは、策定から間もなく3年を迎えようとしており、このタイミングをもって、内容の見直しや修正、より活用しやすいような工夫を施していく必要がある。
- ◆ 一方で、服務規律確保の資料などのうち、過去に発出した文書については、近年採用された教職員は理解していない場合も考えられるので、折に触れそれらの文書等を紹介していく取組も必要である。

【取組の方向性】

- ◇ 「コンプライアンス・マニュアル」の継続的運用の観点から、関係機関の意見を聴取するなどして積極的な見直しを図るとともに、より充実した内容に改訂していく。
- ◇ 「服務だより」などを活用し、教職員が業務の合間等に気軽に手に取り、理解しやすい資料の作成にも引き続き取り組んでいく。
- ◇ 各種研修においては、時機を捉えた内容を盛り込みながら、防止対策を周知する。
- ◇ 総括的に効果的かつ効率的な防止対策の構築に努め、教職員の意識の醸成を図る。

【参考：服務だより】

サービスだより

～信頼される教職員であるために必読～

完璧な人間はいません。誰かの生活上の問題を起こす可能性があります。不祥事を人ごとせず、自身の危険の行動に判断はないが、振り返ってみましょう。（内容は架空のものですが、現実を想定したことを参考にしています。）

第5編（平成30年9月発行）
吉城町教育庁教職員課

FileNo.007 減給3月	FileNo.008 訓告
<p>【私的流用がなければ済む？】 （不適正な事務処理）</p> <p>校長「A先生、先ほど先生が顧問を務めるバレーボール部の親の会の会長から、注文した黒大会の記念写真が届いたのかが学校に問い合わせがありました。先生のところに写真は届いていますか？」</p> <p>A教諭「・・・申し訳ありません。実は忙しさのあまり、注文を失念し、注文期限を過ぎてしまいました。保護者から問合せがあるたびに、もう少しお待ちください、とごまかしていました。お金は自宅で保管しており、私的流用は一切していません。」</p> <p>校長「！」</p> <p>この後の調査により、A教諭は、他にもバレーボール部で購入したボールの代金を支払っていないことがわかりました。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: x-small;"> <p>A教諭が保護者からの問合せをごまかしていたことも問題ですが、保護者から使ったお金を自宅保管し残っていたことも適正な会計管理とは言えません。</p> <p>不適正な会計管理は学校内外の関係者や業者等にまで重大な影響を与えかねないので、適正な管理をこころがけましょう。</p> </div>	<p>【セクハラっぽくなくても不適切です！】 （不適切な言動）</p> <p>「校長先生、実は昨年本編からA先生（既婚者）から、好きだよ、とかいわれるか、などと言われたり、休日にまで、同僚も断っているのですが、しつこく家事に誘われたりして、困っています。以来、体調も良くなって、どうしたらよいでしょうか。」</p> <p>B教諭から相談を受けた校長はさっそくA教諭を呼び事実確認をしました。</p> <p>A教諭は、事実を認めただ上で、このような言動を行うに至った経緯について、昨年来にB教諭と一緒にライブイベントに行ったことがあり、酔いが回って会話が高まったことから、密着な関係にあると感じていた、B教諭も自分に好意を抱いていると思っていた、との弁明がありました。</p> <p>校長はA教諭に、今回のことは弁明の余地がない行動であると厳しく注意・指導をしました。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px; font-size: x-small;"> <p>たとえ「性的な言動」でなくても、相手に不安や不快の念を抱かせるような言動は厳に慎むべきです。</p> <p>相手と親しい関係にあった、息まずつもどたった等の弁明は言い訳になりません。</p> <p>自身の言動が、自分や相手の尊厳の前でもできるのか、冷静に考えてみましょう。</p> </div>

Ⅲ 第3次取組項目について（不祥事防止）

（4）学校運営に対する法的支援・相談体制の強化

【担当課室：教職員課】

【現状】

- ◆ 近年は学校現場に対し、生徒指導時の教員の対応や児童生徒間で発生したトラブルに関する苦情など、多様な場面で様々な方面から多くの対応や難しい要求が寄せられており、学校の管理職や教職員にとってその対応が非常に負担となっている。この状況は、今後もしばらくは続くものと考えられ、教職員が多くの時間をその対応に割かれているものと考えられる。
- ◆ このようなことから、顧問弁護士の活用を積極的に呼び掛けており、早い段階で相談することが、結果として早期の解決策に導くことにつながるものと思われる。

【取組の方向性】

- ◇ 平成31年度以降についても法律顧問制度の活用を図っていくが、教育現場においてより多くの問題が迅速に解決できるよう、過去の相談事例などを示しながら、教職員が気軽に相談ができ、法的見地からの意見に触れることができるよう、引き続き周知方法を工夫していきたい。

（5）被処分者に対する事後指導

【担当課室：教職員課】

【現状】

- ◆ 事後指導は不祥事を起こしてしまった教職員が新たな気持ちで児童生徒に向き合うためにも大変重要なフォローである。一定期間、自らの行為を振り返ることで、何が問題だったのか、児童生徒の気持ちをどう傷つけてしまったのかなど、あらためて振り返ることの意義は大きい。
- ◆ しかし、その一方で、体罰事案などにおいては、過去に懲戒処分を受けた教職員が、再度、児童生徒に対して体罰を行うといったケースも少なからず発生している。ある程度の期間は事後指導の効果が出ていたとしても、その期間を過ぎるとせっかくの事後指導を忘れてしまい、今まで通りの認識で児童生徒に接してしまうのでは、フォローが活かされないことになる。このことは、教職員本人のみならず、所属や児童生徒にとっても大変不幸な結果となるため、いかにして教職員の意識を変え、今後の教員人生に活かしてもらうのか、が大変重要である。

【取組の方向性】

- ◇ 平成28年度以降、体罰や不適切な言動、セクシュアル・ハラスメント行為による懲戒処分が増加している。これらの多くは児童生徒が被害者であり、事故を起こした教職員が再び教壇に立つ場合には、このような事故を今後二度と起こさないよう、事後指導をより徹底していく必要がある。各種研修の不断の見直しなど、継続して取り組んでいく。

Ⅲ 第3次取組項目について（不祥事防止）

（6）学校徴収金会計事務等の見直し

【担当課室：高校教育課・特別支援教育課】

【現状】

〈高等学校・特別支援学校〉

- ◆ 学校徴収金の事務処理の適正に向け、随時、文書を発出し、注意を促している。
- ◆ 学校徴収金の不祥事を受けた再発防止策の実施状況については、事務処理状況調査（学校を訪問調査）において確認と改善指導を実施しているほか、年1回、文書による調査を実施しているとともに、優良取組事例を把握し、校長、事務長会等において各校に紹介している。
- ◆ 過去に発生した事故事例を分析した「過去の事故事例から学ぶ管理のポイント」を追加拡充し、校長、事務長会等において情報共有を図っている。
- ◆ 事務次長研修会や新任校長研修で、学校徴収金の事務について説明している。
- ◆ 平成30年度においては、私的流用事故を受けて、再発防止のため、全県立学校に対して書面と実地の調査を行い、事務処理や内部統制の取組状況について確認と指導を行うとともに、学校徴収金マニュアルを作成した。

【取組の方向性】

〈高等学校・特別支援学校〉

- ◇ 今後も事務処理状況調査（2年に1回）や文書調査（年1回）により実施状況の確認と指導を行うとともに、優良取組事例を把握し、校長、事務長会等において各校に紹介するなどの取組を継続する。
- ◇ 「過去の事故事例から学ぶ管理のポイント」を追加拡充し、校長、事務長会等において情報共有を図る取組を継続する。
- ◇ 事務次長研修会において、次代を担う事務次長の資質向上や相互牽制としての事務次長の役割について説明する。
- ◇ 新任校長研修で、学校徴収金の事務について説明し、最終責任者としての会計事務における役割の理解を図る。
- ◇ 新任教頭、新任事務長等の研修について検討する。

Ⅲ 第3次取組項目について（不祥事防止）

（7）情報セキュリティ対策基準の周知徹底

【担当課室：教育企画室】

【現状（課題）】

- ◆ 情報セキュリティ対策の周知徹底や各種研修会等を通じ、職員の意識啓発や事故防止に向けた対策を実施しているものの、情報セキュリティ事故が発生している状況である。

<参考> 県教育委員会における情報セキュリティ事故の発生状況

年度	件数	内容
平成 27 年度	0	
平成 28 年度	2	不正アクセスによるホームページの改ざん
平成 29 年度	2	ホームページへの個人情報等の掲載 メール誤送信による個人情報の漏洩
平成 30 年度 (1 月末時点)	1	個人情報等が含まれたデータの無断持出

【取組の方向性】

- ◇ 情報セキュリティに関する職員への意識啓発のため、全体研修会を実施するとともに、情報セキュリティ内部監査を実施し、事故防止に向けた検証を行う。
- ◇ 学校現場に向けては、管理者研修等において校長、教頭、事務長等といった管理者への意識啓発を行うとともに、校内研修の実施と報告を義務づける。
- ◇ 情報セキュリティに関する相談体制を継続するとともに、必要に応じて実態調査を実施する。

IV 教職員との意見交換会について

1 これまでの実施概要

(1) 開催の趣旨

「風通しの良い職場づくり」を進めるため、教育庁の幹部職員（教育次長，各課室長等）が直接教育現場に赴き，教職員と意見交換を行うことにより，教職員が心身共に充実し，児童生徒と向き合える体制を整備していく上で必要となる方策等を検討する際の参考とする。

(2) 参加者

県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員（いずれも非常勤職員は除く。）

(3) 実施方法

① 県立学校

イ ～平成 24 年度

毎回，県立高等学校及び特別支援学校 5 校，各 3 人程度の参加とし，そのうちの 1 校を会場として各学校の教職員と教育庁の幹部職員が意見や情報の交換を行う。

ロ 平成 28 年度～（※H25～27 年度は実施せず）

教育事務所の管轄エリアを参考とし，各校からの参加者を 1 人とした場合に，各回の参加者数がおおよそ 10 人前後とする。特別支援学校については，管轄エリアに関わらず，計 2 回の実施とする。意見交換会は，学校や公共施設を会場として実施する

② 市町村立学校

イ ～平成 27 年度

毎回，市町村立小学校及び中学校の県費負担教職員，計 20 人程度の参加とし，当該市町村の学校又は公共施設を会場として各学校の教職員と教育庁の幹部職員が意見や情報の交換を行う。

ロ 平成 28 年度～

仙台市を除く 34 市町村立小学校及び中学校の県費負担教職員を対象とし，教育事務所の管轄エリア毎に実施する。各校から 1 人の参加を基本とし，活発な意見交換となるよう 1 会場あたり 15 人程度とする。意見交換会は，学校や公共施設を会場として実施する。

(4) 実施期間

平成 22 年度～（※28 年度から新たな計画に基づき実施）

(5) 意見交換の内容（※必要に応じて追加・変更）

- ① 学校の業務について
- ② 地域，保護者及び生徒との関係について
- ③ 管理職及び職場の同僚との関係について
- ④ その他（働き方改革について：30 年度）

(6) 開催実績

表 1 及び表 2 のとおり。

(7) 成果

意見交換会での現場の教職員からの意見は，本庁内で情報を共有するとともに，学校運営支援本部において取組むべき項目を検討する際の参考として活かすことができ，現場の実情を把握する上で重要な機会となった。

IV 教職員との意見交換会について

表 1 : 県立学校教職員

回数	期日	会場	学校数	教職員数
第 1 回	22. 12. 10	仙台第三高等学校	5	1 5
第 2 回	23. 1. 19	船岡支援学校	5	1 5
第 3 回	23. 2. 8	仙台三桜高等学校	5	1 5
第 4 回	23. 8. 24	石巻高等学校	5	1 5
第 5 回	23. 9. 5	気仙沼高等学校	6	1 7
第 6 回	23. 9. 15	小牛田農林高等学校	6	1 8
第 7 回	23. 10. 19	築館高等学校	4	1 2
第 8 回	23. 10. 28	泉高等学校	6	1 8
第 9 回	23. 11. 30	聴覚支援学校	4	1 2
第 10 回	24. 2. 8	白石高等学校	6	1 9
第 11 回	24. 6. 5	迫支援学校	5	1 4
第 12 回	24. 6. 14	古川工業高等学校	6	1 8
第 13 回	24. 7. 18	利府高等学校	5	1 5
第 14 回	24. 9. 14	柴田高等学校	6	1 8
第 15 回	24. 10. 15	佐沼高等学校	5	1 6
第 16 回	24. 10. 22	宮城野高等学校	6	1 8
第 17 回	24. 10. 30	石巻北高等学校	4	1 2
第 18 回	29. 1. 19	仙台第一高等学校（仙台管内 1）	1 1	1 1
第 19 回	29. 9. 1	大崎合同庁舎（北部管内）	1 2	1 2
第 20 回	29. 9. 1	大崎合同庁舎（特支 1）	7	9
第 21 回	30. 7. 24	県教育庁会議室（仙台管内 2）	1 2	1 2
第 22 回	30. 7. 25	大河原合同庁舎（大河原管内）	1 5	1 5
計			1 4 6	3 2 6

※H25～27 年度は実施せず

IV 教職員との意見交換会について

表 2 : 市町村立学校教職員（県費負担教職員）

回数	期日	会場	学校数	教職員数
第 1 回	24. 1. 19	名取市役所	1 1	1 7
第 2 回	24. 7. 25	多賀城市中央公民館	6	1 7
第 3 回	24. 7. 26	登米市中田生涯学習センター	1 0	1 8
第 4 回	24. 8. 20	栗原市金成庁舎	9	1 7
第 5 回	24. 8. 22	大河原町役場	5	1 5
第 6 回	24. 8. 24	大崎市役所	6	1 8
第 7 回	24. 8. 28	気仙沼市立気仙沼中学校	1 5	1 6
第 8 回	24. 10. 24	石巻市立石巻小学校	6	1 8
第 9 回	25. 7. 24	白石市役所	1 1	1 6
第 10 回	25. 7. 29	亶理町中央公民館	1 2	1 2
第 11 回	25. 8. 20	大崎合同庁舎	1 5	1 5
第 12 回	26. 8. 19	角田市役所	1 0	1 2
第 13 回	26. 8. 20	塩釜市公民館	1 4	1 4
第 14 回	26. 8. 22	石巻合同庁舎	1 4	1 4
第 15 回	27. 8. 4	村田町中央公民館	1 6	1 6
第 16 回	27. 8. 5	富谷町役場	1 6	1 6
第 17 回	27. 8. 20	南三陸町図書館	7	7
第 18 回	29. 2. 6	大崎合同庁舎（北部管内）	1 5	1 5
第 19 回	29. 8. 25	登米合同庁舎（東部登米管内）	1 5	1 5
第 20 回	30. 7. 26	栗原合同庁舎（北部栗原管内）	1 5	1 5
計			2 2 8	3 0 3

2 今後の実施計画

	高等学校	特別支援学校	市町村立学校	計	備考
H 2 8	・仙台 1		・北部	2	実施済
H 2 9	・北部	・特支 1	・東部登米	3	
H 3 0	・仙台 2 ・大河原		・北部栗原	3	
H 3 1	・仙台 3 ・気仙沼		・大河原	3	
H 3 2	・東部	・特支 2	・仙台	3	
H 3 3	・北部(栗原) & 東部(登米)		・東部 ・気仙沼	3	
H31-33 計	4	1	4	9	

V 参考資料

1 宮城県学校運営支援本部設置要領

(設置)

第1 教職員を取り巻くさまざまな課題の解消に向け、学校における業務・組織運営の改善を継続的かつ計画的に支援するため、宮城県学校運営支援本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 学校が抱える課題等の把握及びその解消方策に関すること。
- (2) 教職員の多忙化解消に関すること。
- (3) 教職員の心の健康保持に関すること。
- (4) 教職員の不祥事防止に関すること。
- (5) その他学校運営に係る支援に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進本部の会議は、本部長が招集し、主催する。

- 2 本部長は、必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 推進本部には、特定の事項を調査検討させるための組織（以下「調査検討委員会」という。）を置くことができる。
- 4 調査検討委員会の設置、運営等については、本部長が別に定める。

(幹事会)

第5 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部会議に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長及び副幹事長の職務並びに幹事会の会議については、第3第2項及び第3項並びに第4の規定を準用する。

(ワーキンググループ)

第6 幹事会には、特定の事項を調査検討させるためのワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの設置、運営等については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7 推進本部の庶務は、教育庁総務課において処理する。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 宮城県学校運営支援チーム設置要領（平成22年12月10日施行）は廃止する。

V 参考資料

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

役 職	構 成 員
本部長	教育長
副本部長	教育次長
本部員	総務課長
	教育企画室長
	福利課長
	教職員課長
	義務教育課長
	高校教育課長
	特別支援教育課長
	施設整備課長
	スポーツ健康課長
	生涯学習課長
文化財課長	

別表2

役 職	構 成 員
幹事長	総務課長
副幹事長	総務課長補佐（総括担当）
幹事	教育企画室長補佐（総括担当）
	福利課長補佐（総括担当）
	教職員課長補佐（総括担当）
	義務教育課長補佐（総括担当）
	高校教育課長補佐（総括担当）
	特別支援教育課長補佐（総括担当）
	施設整備課長補佐（総括担当）
	スポーツ健康課長補佐（総括担当）
	生涯学習課長補佐（総括担当）
文化財課長補佐（総括担当）	

V 参考資料

2 宮城県学校運営支援本部幹事会ワーキング設置要領

(設置)

第1 学校運営支援本部会議に付すべき事項の調査検討のため、宮城県学校運営支援本部設置要領（平成25年4月1日施行）第6第2項の規定に基づき、ワーキンググループを設置する。

(所掌事項)

第2 ワーキンググループは、次に掲げる事項を調査検討し、幹事会にその結果を報告するものとする。

- (1) 学校が抱える課題等の把握及びその解消方策に関すること。
- (2) 教職員の多忙化解消に関すること。
- (3) 教職員の心の健康保持に関すること。
- (4) 教職員の不祥事防止に関すること。
- (5) その他学校運営支援に関すること。

(組織)

第3 ワーキンググループは、チーフ、サブチーフ及びメンバーをもって構成し、別表1のとおりとする。

- 2 チーフは、ワーキンググループの事務を統括し、ワーキンググループを代表する。
- 3 サブチーフは、チーフを補佐し、チーフに事故ある時は、その職を代理する。
- 4 幹事長は、別表に掲げるワーキンググループのほか、必要なワーキンググループを組成することができる。

(会議)

第4 ワーキンググループの会議は、必要に応じチーフが招集し、主催する。

- 2 チーフは、必要と認める時は、会議にメンバー以外の者の出席を求めることができる。

附 則

この要領は、平成26年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月12日から施行する。

別表

ワーキング名	チーフ (課長補佐 (総括))	サブチーフ (班長職以上)	メンバー
多忙化解消WG	教職員課	教職員課 高校教育課	総務課，教育企画室，教職員課，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，スポーツ健康課，生涯学習課
メンタルヘルスWG	福利課	総務課 福利課	総務課，教育企画室，福利課，教職員課，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課
不祥事対策WG	教職員課	総務課 教職員課	総務課，教育企画室，教職員課，義務教育課，高校教育課，特別支援教育課

11月1日は「みやぎ教育の日」



みやぎ教育の日 ロゴマーク

平成31年3月策定

宮城県教育委員会

編集：宮城県教育庁総務課

電話：022-211-3614